

財(1)－④

平成 4 年 度

海上交通安全確保に必要な対策事業

海域の利用に関する調査報告書

平成 5 年 3 月

社団法人 日本海難防止協会

ま え が き

この報告書は、当協会が日本海事財団の事業補助金を受けて行う「海上交通安全確保に必要な対策事業」のうち、「海域利用に関する調査」について実施したものをとりまとめたものである。

平成5月3月

社団法人 日本海難防止協会

目 次

To sfilepage

I 事業の概要

1 事業の目的	1	7
2 事業の項目	1	7
3 委員会等の開催	1	7
1) 第1回委員会及び石狩湾新港現地調査	1	
2) 第2回委員会	1	
3) 第3回委員会	1	

II 各海域における海域利用調整

A 石狩湾海域における自主航路（協定航路）	2	8
B 東京湾における海域利用調整	10	16
C 広島県東部海域における海域利用調整	18	24

あとがき	26	32
------	----	----

参考資料

1 委員会 議事概要

第1回委員会	27	34
第2回委員会	31	38
第3回委員会	35	42

2 漁業法等について（金田委員）

A 漁業制度の概要	39	46
B 漁場計画の樹立について	50	57
C 漁業法に関する適用例	55	62
D 遊漁船業の適正化に関する法律の概要	66	73

表 1

海域利用調査委員会

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属	住 所
佐藤修臣	東京商船大学 教授	江東区越中島2-1-6 (135) (3641)1171
柳川三郎	東京水産大学 名誉教授	横浜市港北区日吉本町2-63-4 (223) (自宅) 045(561)5564
稲村 肇	東北大学 教授	仙台市青葉区荒巻字青葉 (980) 022(222)1800
松本宏之	海上保安大学校 助教授	呉市若葉町5-1 (737) 0823(21)4961
白居 勲	日本船主協会 常務理事	千代田区平河町2-6-4 (102) (3264)7177
碓井康正	日本船長協会 専務理事	千代田区麴町4-5 (102) (3265)6641
上野 章	日本タンカー(株) 理事安全管理室長	港区虎ノ門1-18-1 (105) (3504)2005
久野昇一	日本旅客船協会 労海務部長	千代田区内幸町2-1-1 (100) (3501)6766
中山 忠	日本パイロット協会 顧問	千代田区麴町4-5 (102) (3262)7511
森田秀雄	大日本水産会 常務理事	港区赤坂1-9-13 (107) (3585)6682
沢村睦穂	全国漁業協同組合連合会 漁政部長	千代田区内神田1-1-12 (101) (3294)9613
金田禎之	全国釣船業協同組合連合会 会長	渋谷区神宮前3-3-14 (150) (3475)0214
山崎義治	関東小型船安全協会 会長	横浜市中区海岸通り4-22 (231) 045(201)7754
森 繁 泉	日本マリーナ・ビーチ協会 専務理事	中央区新川1-23-17 マリンビル (104) (3553)8420

氏名	所属	住所
野間寅美	日本海洋レジャー 安全・振興協会 常務理事	豊島区目白1-3-8 (171) (3590) 6501
橘 萬蔵	中央漁業操業安全協会 専務理事	千代田区内神田2-2-1 (101) (3265) 4660
関係官庁		
柴田耕介	運輸省運輸政策局 環境・海洋課長	千代田区霞が関2-1-3 (100) (3580) 3111
久野彦四郎	運輸省運輸政策局 技術安全課長	〃
門司剛至	運輸省港湾局 環境整備課長	〃
谷口克己	海上保安庁警備救難部 航行安全課長	千代田区霞が関2-1-3 (100) (3591) 6361
桑原康記	海上保安庁警備救難部 航行指導室長	〃
小峯正	水産庁漁政部 企画課長	千代田区霞が関1-2-1 (100) (3502) 8111
本田進	水産庁振興部 沿岸課長	〃

なお、下記の方々に格別な御協力をいただいた。（順不同、敬称略）

石川孝一 運輸省運輸政策局環境・海洋課専門官
高田喜寛 運輸省運輸政策局環境・海洋課海洋第二係長
中島洋 運輸省港湾局環境整備課環境整備第二係長
平田徹郎 海上保安庁警備救難部航行安全課補佐官
森吉高 海上保安庁警備救難部航行指導室補佐官
大谷雅彦 海上保安庁警備救難部航行指導室海務第二係長
山田哲雄 第一管区海上保安本部警備救難部長
浜口泰雄 第一管区海上保安本部救難課長
高崎武人 小樽海上保安部長

岩切 康	第三管区海上保安本部航行安全課長
喜多野和明	水産庁漁政部企画課企画官
森 隆雄	水産庁振興部遊漁指導班班長
大石浩平	水産庁振興部遊漁調整班班長
越前精一	日本船長協会常務理事
宮代道夫	日本船主協会海務部船舶課長
村瀬孝明	日本船主協会海務部
大塚欣一	東京湾遊漁船協同組合理事長
工藤勝本	関東小型船安全協会専務理事
吉岡和男	中央漁業操業安全協会事務局長
吉岡治男	石狩漁業協同組合組合長
赤石忠男	小樽市漁業協同組合組合長
田岡克介	石狩湾新港管理組合業務課長
鈴木賢次	石狩湾漁業操業安全基金協会事務局長
両角宗弘	札幌船主協会会長代理
楠 智幸	広島県東部リゾート海域安全対策・調整協議会副会長
末平万三	広島県東部リゾート海域安全対策・調整協議会事務局長

事務局

齊藤正明	日本海難防止協会	常務理事
池田宗雄		海上交通研究部長
岩上淳一		調査役
藤井啓史		海上交通研究部

1 事業の目的

(3) 海域利用に関する調査

近年、遊漁船・プレジャーボートの隻数は大幅に増加し、将来ますます増加することが予想され、船舶航行、漁業、遊漁船業及び海洋レジャーが今後さらに競合することが考えられる。

本調査は、船舶航行、漁業、遊漁船業及び海洋レジャーの安全を確保し、活動の阻害を回避するため、海域利用に資する調査を行うことを目的とする。

ゆいひきき

2 事業の項目

- (1) 船舶交通、漁業、遊漁船業及び海洋レジャーに関する諸問題の調査
- (2) 海域利用に関する調査検討

3 委員会等の開催

学識経験者及び関係官庁で構成する「海域利用調査委員会」（表1参照）を設置して調査を行った。

1) 第1回委員会及び石狩湾新港現地調査

9月10日（水）に小樽にて第1回委員会を開催し、平成四年度事業計画等について検討するとともに、現地関係者より石狩湾海域における自主航路（協定航路）について、その経緯、現状及び問題点等について説明をいただいた。次いで、海上保安庁巡視船「てしお」「すずかぜ」の便宜供与を得て、石狩湾の海上視察を実施した。

2) 第2回委員会

11月18日（水）に第2回委員会を開催し、東京湾及び広島県東部リゾート海域における海域利用調整について、その現状等について関係者より説明をいただき、海域利用調査に資した。

3) 第3回委員会

3月3日（水）に第3回委員会を開催し、報告書案の検討を行うとともに、海域利用の調査研究にあたって必ず理解しておかなければならない漁業法及び遊漁船業法について金田委員に講演していただき理解を深めた。

II 各海域における海域利用調整

A 石狩湾海域における自主航路（協定航路）

I 経緯

1. 石狩湾新港地域の開発

(1) 昭和45年7月、北海道開発の一大プロジェクトとして「第3期北海道総合開発計画」が閣議決定された。

(2) 昭和47年8月、国において策定された「石狩湾新地域開発基本計画」により、道央圏における物資需要の増大に対処するとともに、日本海沿岸地域及び北方圏諸国等との経済交流の拠点としての役割を担い、北海道の長期的、かつ飛躍的發展を先導する開発事業として位置づけられ、昭和48年4月、重要港湾に指定され、同年8月、国の直轄事業として港湾工事が着手された。

(3) 石狩湾新港は、当初、北海道が単独で港湾管理者であったが、昭和53年4月、北海道、小樽市及び石狩町の3者が石狩湾新港管理組合を設立し、以後、新管理体制のもとで、第5次、第6次及び第7次港湾整備5箇年計画に基づき、東地区から順次港湾施設の整備を進め、昭和57年に東ふ頭木材岸壁の一部供用開始、昭和63年には中央水路地区花畔ふ頭岸壁の一部及び公共上屋が供用開始された。

現在は、平成3年度からの第8次5箇年計画に基づき、東ふ頭及び樽川ふ頭の整備を進めており、平成3年10月には樽川ふ頭岸壁の一部供用開始が行われた。

(4) 石狩湾新港の入出港船舶数は開港以来増加しており、平成3年度は、外航45隻、内航1,142隻、漁船224隻、その他103隻の合計1,514隻で内航船が75%を占めている。

2. 石狩湾の漁業

石狩湾海域は往年の鯨、鮭を中心に漁場が開かれ、その後種々変遷を経て、現在は浅海域における鮭、鮪定置網を始め、ほっき貝、こんぶ、うに、あわび漁業、沖合域におけるすけとうだら、かれい、ひらめ、しゃこ、はたはた、たら等刺網、たこ箱、えび籠、いか釣等、更にはほたて貝養殖業の進展等周年にわたり漁業が行われ、年間約170億円の生産を掲げている他、日本海におけるひらめの産卵、生育の場として重要な役割を果たしている。

石狩湾の漁業権については図1のとおりである。

共同漁業権免許番号

漁協名	単			共有		共有
	1種	2種	3種	1種	2種	
浜益	4, 9, 13	10				
厚田	3, 7, 12	8				
石狩	1, 2, 5, 11	6		石	1, 2	
小樽市	12, 35, 38	36, 44, 45		後海		
余市郡	11, 33	34, 43		共		
古平	10, 31	32			1	2
美園町	9, 29	30				
積丹	8, 27	28				

(免許番号毎の漁業種類については〔註〕参照)

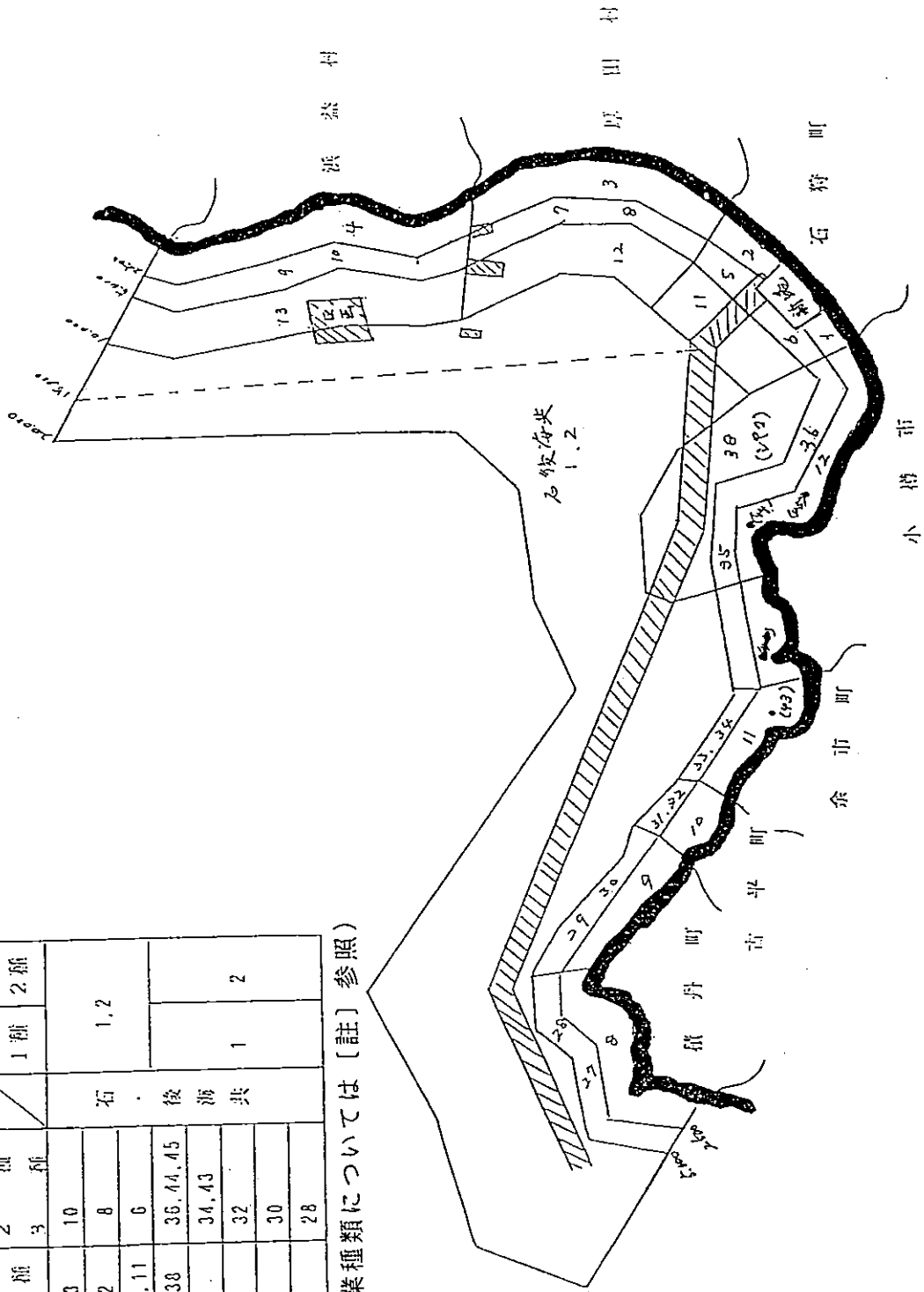


図1 石狩湾海域の共同漁業権

[註]

免許番号毎の漁業種類

免許番号		漁業種類
石狩管内	1、2	あかがい、えぞばかがい、ほっきがい等
	3、4	こんぶ、てんぐさ、のり、ほっきがい、うに、ほや等
	5、7、9	たこ
	6、8、10 (第二種)	いかなご、いか、にしん等の小型定置網、あんこう、かじか、はたはた等の刺網
	6、8、10 (第三種)	ちか、ぼら地曳網
	11、12、13	しゃこ
後志管内	8、9、10、11、12	てんぐさ、のり、あわび、うに等
	27、29、31、35	たこ
	33 (余市郡)	たこ、しゃこ
	38	しゃこ
	28、30、32、34、36	ぶり、まぐろ等の小型定置網、あいなめ、あんこう、たら等の刺網、ちか、ぼら地曳網
	43、44、45	つきいそ

定置漁業権

(免許件数)

共有共同漁業権 (石後海共第1、2号)

漁業の種類	石狩	厚田	浜益	小樽市	余市郡	古平	美国町	積丹
さけ	4	9	5	21	10	15	5	
さば、まぐろ、さけ				1	2			
ほっけ、まぐろ、さけ						2	1	2
まぐろ、さけ							3	1

管内別		石狩管内	後志管内
第一種	たこ	○	○
第二種	すけとうだら 刺し網	○	○
〃	さめ	○	○
〃	かれい、ひらめ	○	○
〃	ほっけ、めばる	○	○
〃	かすべ	○	○
〃	たら	○	○
〃	あんこう	○	○
〃	はたはた	○	○
〃	えび かご	○	○
〃	つぶ かご	○	

区画漁業権

漁業権番号	組合名	漁業の名称	漁業位置
厚田海区域第1号	厚田	ほたてがい養殖業	厚田村地先
〃 2号	〃	〃	〃
〃 3号	〃	〃	〃
浜益 〃 1号	浜益	〃	浜益村地先
小樽 〃 1号	小樽市	〃	小樽市地先
古 〃 1号	古平	うに	古平町地先
積 〃 1号	美国町	ほたてがい	積丹町地先
〃 2号	〃	うに	〃
〃 3号	〃	ほたてがい うに	〃
〃 4号	〃	うに	〃

3. 自主航路（協定航路）の設定

(1) 昭和48年6月、石狩湾新港の開設に伴い、石狩湾沿岸8漁協（浜益、厚田、石狩、小樽、余市郡、古平、美国、積丹）により組織する「石狩湾新港関係漁協対策協議会」から、環境問題、漁業操業の安全確保及び救済に関する要請が北海道知事になされた。

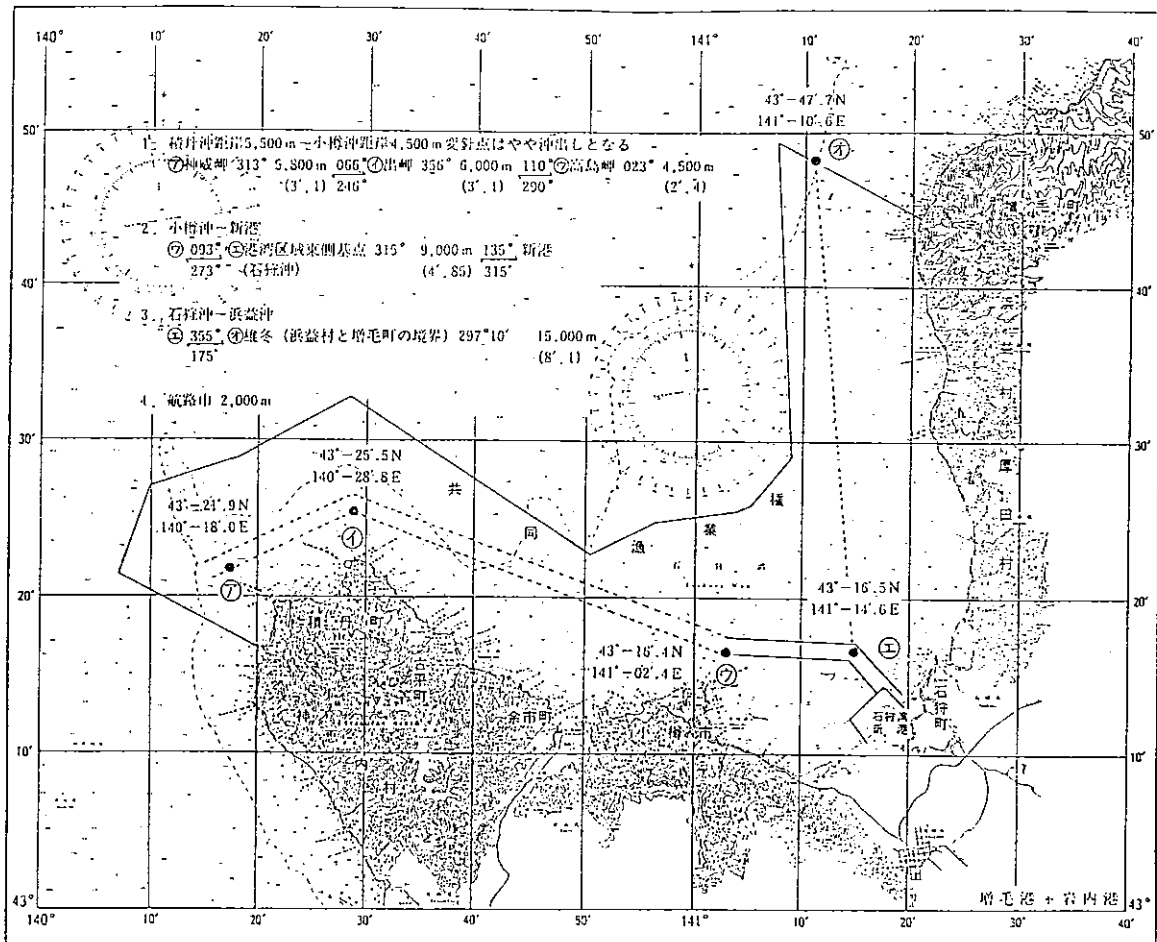
(2) 昭和48年7月、石狩湾新港管理組合管理者（北海道知事）と石狩湾新港関係漁協対策協議会との間で、自主航路（協定航路）の実現と漁船、漁具等の安全確保と救済制度に関する覚書が交換された。

次いで、北海道が関係団体と協議を開始した。

(3) 昭和56年10月、北海道（石狩湾地域開発事務局）と関係団体（日本船主協会、日本船長協会、日本海難防止協会、石狩湾新港関係漁協対策協議会、北海道指導漁業協同組合連合会）との間で、自主航路（協定航路）について合意がなされた。

合意内容は次のとおりである。

- ① 積丹沖から小樽沖に至る海域の通航については、原則として小樽港に入出港する船舶が従来、慣行的に通航している航路を通航するよう協力する。
- ② 小樽沖から石狩湾新港に至る自主航路は、図2の通りとし、船舶は当該航路内を通航するよう協力する。
- ③ 前2項に掲げる航路内（幅 2,000m）には、原則として漁具を敷設しないよう協力する。
- ④ 雄冬沖から石狩湾新港に至る海域の通航については、養殖施設（区画漁業権の設定）及び多種の漁具が敷設されるので、船舶は原則として雄冬沖15,000m沖合いから石狩湾新港沖 9,000mを結ぶ線を通航するよう協力する。
- ⑤ 以上について、石狩湾新港管理組合に協力し、同港入出港船舶及び石狩湾内操業漁船に対し、この内容の周知徹底に努めるものとする。
- ⑥ 船舶の航行の安全を図るため、適当な航行援助施設を設置することが望ましい。
- ⑦ 安全対策委員会が設置された場合には、今後とも相互の安全確保を図るよう協力する。



本図は複製「海上保安庁承認図590109号」この図を航海の支に供してはならない。

石狩湾漁業操業安全対策委員会
電話(011)231-2578

図2 石狩湾新港入出港船舶協定航法図

(4) 昭和57年6月、石狩湾新港管理組合管理者（北海道知事）と石狩湾沿岸8漁協との間に「船舶の航行と漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済に関する覚書」が交換され、この覚書に基づいて、「石狩湾漁業操業安全対策委員会」が設立された。

II 現状

1. 安全対策事業

石狩湾漁業操業安全対策委員会及び専門委員会

(1) 安全対策委員会の業務

- ① 石狩湾海域における航行船舶（外国船を含む。）に対する航法の設定及びそれに必要な航行援助施設の整備に関すること。
- ② 沿岸漁業操業の海域、操業の方法、操業の時期及び漁具標識の整備ならびに周知徹底に関すること。
- ③ 航行船舶と操業漁業の連絡方法に関すること。
- ④ その他船舶と漁船相互の安全に関すること。

(2) 委員会の構成

石狩湾沿岸漁業関係漁業協同組合

北海道指導漁業協同組合連合会

日本船長協会、札幌船主協会、

北海道内航海運組合、日本海難防止協会、

北海道漁船海難防止センター、全日本海員組合北海道支部

北海道、小樽市、石狩町

石狩湾新港管理組合、石狩開発株式会社（20機関）

（オブザーバー）

第一管区海上保安本部、小樽海上保安部

北海道運輸局、北海道開発局小樽開発建設部

なお、下部機構として専門委員会（9名）があり、必要に応じて、委員会から付託された専門事項について調査事項について調査審議している。

(3) 主な委員会活動の実績

① 協定航路及び漁業操業実態等の周知、啓発

石狩湾海域における協定航路及び各種漁業の漁場図ポスターを作成の上、船舶、漁業関係者に配布し航行船舶の安全と、漁業被害の未然防止に努めているが、港湾施設の整備、企業立地の進展から入出港船舶が急増している現状から更に周知徹底を図っていくこととしている。

特に最近砂、砂利の需要増に伴い砂利運搬船の運行が大幅に増加し、留萌管内において漁船との衝突による人身事故発生の実態も生じているので、「留萌管内海域砂利運搬船及び漁船安全対策協議会」（平成2年9月発足－構成 船舶、漁業関係者、指導機関）との連携により、積出港から石狩湾新港に至る一体となった海域の安全対策が進められている。

② 北海道沿岸水路誌の改訂要望

北海道沿岸水路誌は、船舶航行の指針となるものであるが、石狩湾新港開港の歴史が浅いため、同誌の北海道西岸針路法による航路と協定航路とは合致していない。

このため、海上保安庁に対し同誌の改定について要望していたが、昭和63年2月刊行の水路誌第2編の北海道西岸針路法の末行に次のとおり記載され、一歩前進をみている。

(参考) 石狩湾において、昭和56年から同湾沿岸による8漁業協同組合、日本船主協会、日本海難防止協会、日本船長協会が、共同漁業権設定水域に協定航路を設定し、船舶の航行の安全と、漁業の安全操業を図っているという。この協定航路は、雄冬岬沖～石狩湾新港～神威岬沖にかけて距岸2～8Mの間に設定されている。

(4) 石狩湾海域における航行援助施設の検討及び設置要望

昭和56年10月石狩湾海域における協定航路設定合意の際下記理由により船舶航行の安全のため、航行援助施設設置の必要性が船舶、漁業関係者において確認されていた。

- ・ 石狩湾新港の後背地の地形が平坦で目標が取りづらいこと。
- ・ 設定航路が新港沖 9,000mの地点で急角度の進路変更を要すること。
- ・ 航路付近には多数の漁具が敷設されていること。

航路標識については、航路標識法により原則として海上保安庁が設置、管理することになっているが、保安庁では石狩湾の場合、法律に基づかない協定航路である等の理由により国による設置は困難であるとの見解である。

しかしながら、折角船舶、漁業両関係者が大きな努力を払って作り上げた協定航路の実効を高めるためには、是非必要な施設であることから、委員会は最大の懸案事項として取組み、既設置施設の現地調査、海上保安本部等の協議を含め、

石狩湾海域に適合する安全機種を選定

- ・ 管理の具体的内容及び許可標識として必要な管理条件

等について検討審議を重ねるとともにその検討結果を基に道、道議会、石狩湾新港管理組合に対し早期実現について要望を続けた。

7ヵ年にわたる委員会活動の結果、道を始め関係機関の理解を得て平成2年8月、道費単独予算をもって、この種のものとしては我が国最大規模の灯標が設置され、今後の石狩湾海域の安全対策上大きな力を発揮するものと期待されている。

◎ 石狩湾新港沖灯標

機種の内容

1) 名 称	ゼニハイスパーブイ (1点係留式)
2) 全 長	32.6m
3) 灯 高	10.9m
4) 全重量	19トン
5) 灯 色	白色 (モールス符号A、周期12秒)
6) 光達距離	8.5海里
7) 沈 錘	120トン
8) 装 備	灯火異常警報装置、トップマーク等
事業費 (本体、設置費、予備ブイ等)	75,200千円
設置地点	石狩湾新港沖 9,000m
設置者及び管理者	石狩湾新港管理組合

2. 救済助成事業

原因者不明による漁業被害状況 (漁具被害) は救済の対象になったものは昭和60年以降3件 (ホッケ、シャコ、アンコウ刺網) のみであった。

これは、被害の救済よりは、安全対策委員会による事故発生の予防に重点をおいた結果と思われる。

但し、ボンデン等の比較的少額の被害件数は頻発している状況にある。

III 問題点

1. 協定航路の周知の徹底

毎年、石狩湾海域における漁場図及び協定航路図のポスターを作成、配布しているが、航行船舶には、まだ完全に周知徹底していない。

2. プレジャーボートによる事故の増加

3. 航路標識の保安管理

B 東京湾における海域利用調整

1 海域利用に関する調査研究

昭和63年7月に発生した遊漁船と、潜水艦の衝突事故に鑑み、政府においては、「第一富士丸事故対策本部」が、海上交通の安全を期するため「船舶航行の安全に関する対策要綱」を決定した。

(社)日本海難防止協会では、この「対策要綱」をうけて、東京湾における安全対策の策定に資するため、「東京湾安全調査研究委員会」を設け、平成1年、2年の両年度にわたり、①航路体系及び航行環境、②管制及び指導、③海洋レジャー活動等の安全対策に関して調査研究を行った。

そして、東京湾内の海域利用の秩序化については、次のように提言している。

東京湾内の海域利用の秩序化

プレジャーボートの増加、東京湾横断道路建設（完成予定平成8年3月）に伴う東水路及び西水路の設定、南本牧ふとうの建設（完成予定平成13年度）、その他東京湾の利用の過密状況の現状及び将来を展望すれば、船舶航行、漁業、遊漁船業及び海洋レジャーが今後ますます競合することが予想される。このような状況において、それぞれの安全の確保及び活動の阻害を回避するためには、当該海域を利用する関係者が自主的な協議の場を設け、安全な利用を確保する見地から具体策を検討・調整し、その円滑な実施を図る必要がある。

(1) 海域利用に関する具体策の検討事項

① 海域利用の原則

海域の安全な利用を確保し、船舶航行、漁業、遊漁船業及び海洋レジャーの共存を図る。

② 海域利用に関し協議を必要とする海域

船舶航行の交錯や船舶の集中が特に著しい海域（例えば、中ノ瀬航路北側出口、浦賀水道航路北側出入口、第二海堡周辺、第三海堡周辺及び浦賀水道航路南側出入口等の海域が考えられる。）とする。

③ 各種船舶の航行の考え方

海上交通の安全、海域利用の秩序化を図る見地から、次の事項について検討

することとする。

- ・ 各海域利用者の活動指針
- ・ 大型船、帆船、漁ろう船、20m未満の動力船等の各種船舶の航行の考え方
- ・ 基準コース[㊤]設定の考え方

㊤ 「基準コース」とは、船舶の交通流を整流し、危険な見合い関係を生じさせないようにするための基準となる進路をいう。

④ 海洋レジャーのための海域の設定

船舶航行、漁業、遊漁船業及び海洋レジャーごとの海域利用の密度についてある程度時間的なパターンが見られることから、例えばディンギーヨットの帆走区域など、その主な活動海域を比較的限定しやすいものについては、時期や時間帯を区切って一定の海域の利用を一定の関係者に認める方式を検討することとする。

なお、このような海域の設定に当たっては、法定航路、基準コース及びその付近を避けることとするとともに、海洋レジャーのための海域を設定しようとする者自らが漁業者等との間で十分調整のうえ設定することとする。

(2) 調整の方法

海運、漁業、遊漁船業、海洋レジャー等の関係者の参加を得て自主的な協議の場を設けることとし、海域利用に関して具体策の検討を行う。緊急に実施すべき事項については、必要に応じ暫定措置として試行することを検討する。

検討結果については、その円滑な実施を図るとともに、関係行政当局へ提言することとする。

関係行政当局は、この提言については、できる限り行政への反映に努め、その周知徹底等を図り、円滑な実施が図られるよう努めることとする。

又、平成2年、総務庁は海域利用調整に関して、次のような勧告を行っている。

「海上交通安全に関する行政監察結果に基づく勧告」

農林水産省及び運輸省は、一般船舶の航行と漁業操業の安全を図る観点から、管区海上保安本部等と関係都道府県との間で、必要な海域ごとに協議の場を設定する等により、一般船舶の航行と漁業操業との調整を行うよう指導する必要がある。

2 「東京湾における海域利用調整検討会」

(社)東京湾海難防止協会は、平成3年度より「東京湾における船舶交通、漁業操業及び海洋レジャー活動の間の海域利用調整に関する検討会」(以下、検討会という)を設け、関係官庁レベル、関係民間レベル、官民合同の懇談会形式の検討会を実施している。

(1) 構成メンバー

検討会の構成メンバーは次のとおりである。

官庁関係……海上保安庁 運輸省	三管本部及び湾内海上保安部 第二港湾建設局 関東運輸局
都 県 市 (6 機 関)	東京都(農林水産部、港営部) 神奈川県(農政部) 横浜市(港湾局港営業部) 川崎市(港湾局管理部) 千葉県(水産部、土木部) 横須賀市(港湾部)
関係団体……一般船舶関係 (10 団 体)	各関係水先人会 日本船主協会 日本船長協会 関東旅客船協会 内航タンカー海運組合 e t c
港内運送関係 (3 団 体)	各港運協会(横浜、東京、千葉)
プレジャー関係 (4 団 体)	関東小型船安全協会 関東ヨット協会 日本ボードセーリング協会 PW安全協会関東地方本部
漁業関係 (8 団 体)	湾内漁業協同組合 同 遊漁船業協同組合

(2) 検討内容

1) 海域利用が競合していると考えられる海域

海域利用が競合している海域としては図3が認識された。特に、横浜、川崎沖から中ノ瀬、浦賀水道航路にかけて、各種船舶の利用が競合している。

2) 海域利用調整の進め方（三管本部試案）

第三管区海上保安本部は、海域利用調整の進め方の試案を検討会に提示し、意見交換を行った。

(A) 調整の前提

イ ディンギータイプのヨットの遊走海域の設定を調整の対象とする。（クルーザー型ヨット、モーターボートは、一般に単独で航行するものがほとんどであり、遊走海域を設定する必要性に乏しいことから、広く船舶交通として捉え、推奨航路の設定等を検討する。）

ロ ボードセーリング、水上オートバイ（PW）については、特に沿岸沿いの海水浴場等との調整を対象とする。

ハ 遊漁活動については、主として漁業操業と同様の海域で実施されることから、漁業活動として検討する。

ニ 船舶交通については、主要航路筋を調整の対象とする。

ホ 最終的には、自主調整組織による「海域利用調整」を行う方向で検討する。

ヘ 各活動の調整手法として、「空間的・時間的な調整——両面からの調整」を検討する。

(B) 段階的な調整の実施

海域利用コンセプトは図4のとおりである。

①は各種船舶が競合している現状を示している。

②のステップ1では、第一段階として海洋レジャー活動に対して遊走海域を設定し、活動海域を限定する。

③のステップ2では、遊漁活動を船舶交通海域から空間的に分離するとともに、漁業活動を船舶交通海域から時間的に分離する。

④のステップ3では、船舶交通海域と漁業活動を空間的に分離する。

3) 検討会での意見・要望

検討会での意見・要望は表2のとおりである。

これらの意見・要望を見ても判るように、互いに利害が対立しており、海域利用調整の難しさを、あらためて実感させられるが、今までこのように関係者全員が一堂に会し、自由な意見を交換する場がなかったことから、当検討会の設置について評価する旨の意見も随所にみられ、海域利用調整の必要性は認識されたものと思われる。

第三管区海上保安本部では、この検討会を定期的を開催し、大型船関係者と小型船関係者の相互乗船体験等を推める等して、更に相互理解を深めていくとともに、今後湾内の一定海域をモデル区域として設定することも検討していくこととしている。

表2 検討会における意見、要望等

	物 流	漁業、遊漁	レジャー
海 域 利 用 の 競 合 ・ 無 秩 序 利 用 の 認 識	<p>対レジャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの航路の横切りが多い。何らかのコントロールが必要 <p>同志</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般船舶同志の調整も必要。例えば、川崎沖の錨泊自粛区域の中に錨泊している船舶も多い。 ・一般船舶と観光船との関係 巨大船が港外で待たされる場合が多い。 →規制船舶の検討 →観光船の航路の再検討 <p>対漁船</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦賀水道航路付近での底曳船、遊漁船が多く、航路が閉塞されている。 ・航路航行中の巨大船と操業漁船との関係 (漁船側に避航義務があるのに、実際に避航するのは巨大船である。) ・海上交通安全法の理解度等に疑問がある。← <p>・35~40mの水深になると1シャックル位は垂らして錨泊するのが基本である。</p>	<p>対レジャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの不法係留の取締りが必要。 <p>対物流</p> <ul style="list-style-type: none"> →・底曳船の場合、昨日今日始めた漁師ではない。実際に危険なのはこちらだからその辺はよく知っている。漁業の特性が理解されるべきである。 ・航路付近で340~350mくらいワイヤーを伸ばしているが、他船をかわせるものと考えて行っている。高飛車に言われると感情的にもなる。 ・東京湾の混雑化は、一般船舶の増加により生じたもの ・エスコート船の対応にも問題がある。一方的に怒鳴られると感情的になる。 <p>対開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立ての増加、海上工事の関係で湾内の潮通しが悪くなっている。航路筋の潮通しは良いため、この付近での操業は不可避である。 <p>対物流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般船舶の錨泊時の垂らしアンカーが底曳船のワイヤーに引っかけることが多い。 ←→・水深の3倍はワイヤーを伸ばしている。標識も掲げている。錨泊船のほうでも注意してもらいたい。 	
利 用 調 整 の 問 題 点 等	<p>対関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航船の場合、コンビナートの操業時間に合わせて入出港するので、単に海事関係者のみの調整ではあまり意味がない。荷主サイドも含めた調整が必要。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員、海員サイドから見ると、海域利用調整の問題のほか、外国人船員の増加に対する安全対策も重要である。 ・海域利用調整が進んでいく過程で、旅客事業の将来的な展開にも配慮していただきたい。 	<p>対レジャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題はレジャー関係のいわゆる「一匹狼」「ギャラリー」である。特に、航路、港域等の管理可能な海域以外が問題である。 <p>対物流</p> <p>(前述の巨大船と漁船の航路内での競合に付随して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年に一度位は調整のための情報交換を行えば、なごやかな感じにもなり望ましい。 ・関係者間の話し合いにも限界がある。法的な位置づけが必要。 	<p>○・可能などころは、できるだけ自主的な調整で進めさせてもらいたい。数の調整とか海域の調整という問題は活動者のマナーを向上させながら自由な形式により行いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾内でクルーザーのレースを行うことも多い。空間的な調整は困難である。

C 広島県東部海域における海域利用調整

広島県三原市以東の海域は比較的狭隘な水域であり、従来から航行船舶・漁船が多く、また、瀬戸内中央リゾート構想プロジェクトと相俟って、近年沿岸レジャーが盛んになり、また、海域の利用形態が大きく変化し事故発生の蓋然性が高くなり、海域利用の調整の必要性が生じてきた。

1 広島県東部海域における海域利用の現状及び問題点

(1) 海域利用の現状

当海域における海域利用の現状と、計画されているプロジェクトを概略を示したものが図5である。これを見ても、いかに多くの計画があるか、そしてそれらが実現されると当該海域がどのようにリゾートの過密或いは海域利用の競合が生じるかが容易に理解できるものと思われる。

(2) 海域利用に係る問題点

当海域における海域利用に係る問題点としては、各種聞き取り調査、実態調査等により、次のように指摘されている。

- ① 高速船等の旅客船の航路及びカーフェリーの航路が輻輳し且つ複雑である。
- ② ほとんどの海域に漁業権や区画漁業の権利が設定されていて、先行利用である漁業が定着しており、漁船の隻数も多い（17漁協、約 3,000隻）。
- ③ 古くから発達した地域でもあって、各種港湾、漁港が数多く存在し、主たる湾や入江はほとんどなんらかの港の区域として画定されている。
- ④ 多島海区域で水域の地形環境が複雑である。
- ⑤ 内航海運も発達しており小型船舶の往来も多い。
- ⑥ 海域利用情報やレジャー安全情報を含む海洋レジャー関連情報を伝達するシステム等海洋性リゾートに対応する体制が未整備である。
- ⑦ 民間レベルでのプレジャーボートへの安全対策、事故対策への対応体制が未整備であり十分検討されていない。
- ⑧ 各種造船所が多数存在し、造船所への出入船舶も多く、造船所による海域活動も活発である。
- ⑨ 西部水域では海砂の採取も行われており、いわゆるガット船の往来も多い。
- ⑩ 広島県東部リゾート区域にはマリナーが16ヶ所あり収容隻数は約 800隻といわれているが、当該区域内にはプレジャー用舟艇が約 7,600隻存在すると見積もられ、近い将来2万を越えるのではないかとの予想もあり、その保存場所が問題となっている。現在、海岸線に係留されている舟艇は約 5,500隻と見積もられており、なんらかのトラブルの原因となることが懸念される。
- ⑪ ボート等の保管場所の絶対数が不足していることから、マリナーの増設が要望されており、漁港や海岸線に不法係留といえるかたちで係留されている舟艇の取り扱いが検討されなければならない。
- ⑫ 港湾、岸壁、海岸線等の管理と舟艇の係留との関係が明確でなく、漁港等における不法係留の取り扱いで問題となっている。それゆえ、ボート等舟艇類の係留に関する権利義務関係を早急に法律的にも解決する必要がある。
- ⑬ 漁業活動と遊漁船及びプレジャー用舟艇との間でその活動上競合が生じており、遊漁船とプレジャーボートの区別の問題や、活動海域の調整の必要性が生じてい

る。

- ⑭ プレジャー用ボート等のスピードの出し過ぎ、好き勝手、マナーの悪さが目立ち始めており、重大な海難の原因となることも懸念され、トラブルの原因となりつつある。
- ⑮ 海の経験のあまりない者の進出が目立ち、海難事故の可能性が心配される。
- ⑯ 海域の利用が競合する利用主体の間の真の話し合いの場がなく、利用調整がうまくいかない。
- ⑰ 艇の不法係留や放置が容認される可能性がある現状では、マリーナ保管艇との関係でアンバランスや不平等が生じる。実効性ある取り締まりの方策の検討が必要とされる。
- ⑱ 不要艇の放置、廃棄の問題がおりつつあり、特に、今後グラスファイバー製の艇の処分問題に思いを致す必要がある。
- ⑲ 駐船庫または係船庫証明等の制度を考慮する必要がある。

2 広島県東部リゾート海域安全対策・調整協議会

当海域における海域利用調整と安全を目的として、平成元年8月24日、全国初の民間組織として、広島県東部リゾート海域安全対策・調整協議会（以下、東部安対協という）が設立された。

(1) 設立趣旨及び目的等

東部安対協の設立趣旨は次のとおりである。

「近年国民の生活水準の向上、労働時間の短縮にともない、余暇の有効活用に対する意識が向上し、レジャー活動が活発化しており、そのなかでも海洋レジャーは著しい進展をみせている。また、昭和62年6月には、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）が施行されたことから、各地において大型海洋リゾート地域の整備計画が、活発に進められている。この様な状況のなか、広島県三原市以東の広島県海域は、沿岸レジャー活動が盛んで、大型のレジャー基地が続々と建設され、また建設が計画されている。同時に大型クルージング船の就役、瀬戸大橋観光船の増加、プレジャーボート等小型船が急激に増え、周辺海域における在籍数は7,000隻をこえている。さらに、スキューバダイビング、ボードーセーリング、サーフィン等ますます発展の傾向を示している。

従来この海域は、来島海峡に次ぐ第二の瀬戸内海の縦断航路であって、毎日大小300隻の船舶が航行するとともに、約3,000隻の漁船の活動の場であったが、新たに海洋レジャーが加わって海の利用形態が大きく変わってきた。このため、海面利用の調整の必要性和事故発生の蓋然性が極めて高くなり、安全対策については現状においても十分とはいえない。さらに、計画中的のリゾート基地が整備され、海洋レジャーは今後ますます活発化することが予測されており、将来を踏まえた全体的な安全対策と既存の海面活動と新規活動の調整の確立が急務となっている。

そこで、各業種、グループ毎にそれぞれの立場において、安全対策を実施しているものの、個々努力だけではおのずと限界があることから、関係者が連合して、安全対策並びに相互調整を強力かつ一体的に推進できる自主的な体制として、本協議会を設立することとなった。」というものである。

さて、この東部安対協の会則によれば、範囲については、

第3条 この会則において広島県東部リゾート海域とは、広島県三原市以東の広島県海域であって、リゾート海域である海域及びリゾート計画が検討されている海域周辺をいう。

とし、目的は、

第4条 本会は、広島県東部リゾート海域を利用するものが、自主的努力により海面利用の安全対策と相互調整を講じるとともに、協力体制の確立を図ることを目的とする。

事業内容は

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 海洋活動の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 海洋活動に対する安全対策、相互調整、海洋汚染防止及びその他海洋秩序維持（以後、安全対策等という）の普及及び実施に関すること。
- (3) 海洋活動に対する安全対策等の調査研究に関すること。
- (4) 海洋活動に対する安全対策等の研修及び訓練に関すること。
- (5) 海洋活動に伴う事故発生時の連絡及び救急体制に関すること。
- (6) 会員相互の協力体制及び権利保護に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

となっている。そして、現在委員会として「総務委員会」と、安全対策等の立案及び

調査研究に関することを任務とする「海域調整委員会」を置き活動中である。

(2) 広島県東部リゾート海域海面利用総合基本プラン

東部安対協では、当海域を有効に利用していくためには、異業種間の海域利用調整が極めて重要であることから、瀬戸内海を一体としてとらえた総合的な視点から相互信頼、互譲の精神をもって自らの海を守るという理念に基づいて調整を行うこととし、当海域内における現状及び将来の利用開発の展望を踏まえつつ、航行安全対策に関する調査を基調として海域利用の総合的基本プランを策定した。

その主な内容は次のとおりである。

○ 委員会の設置

学識経験者・有識者並びに関係官庁職員からなる専門委員会を設置する。

○ 設計調査

(イ) 現状把握及び分析

広島県東部リゾート海域の現状を訪船調査等により把握するため当該海域の自然環境、海上交通環境、海運・水産の動向、海洋レジャーの状況等の現状及び利用実態を調査し、海域利用状況を分析する。

(ロ) 将来予測の検討

ウオーターフロント開発計画等を調査し、海域利用形態の将来予測を検討する。

(ハ) 問題点の検討

上記分析及び検討結果を踏まえ、問題点の検討を行う。

(ニ) 安全対策の検討等

上記問題点を解消するための方策としての海域利用のルール、海面利用海域のゾーニング化等を検討する。

○ 策定フロー図（P 24参照）

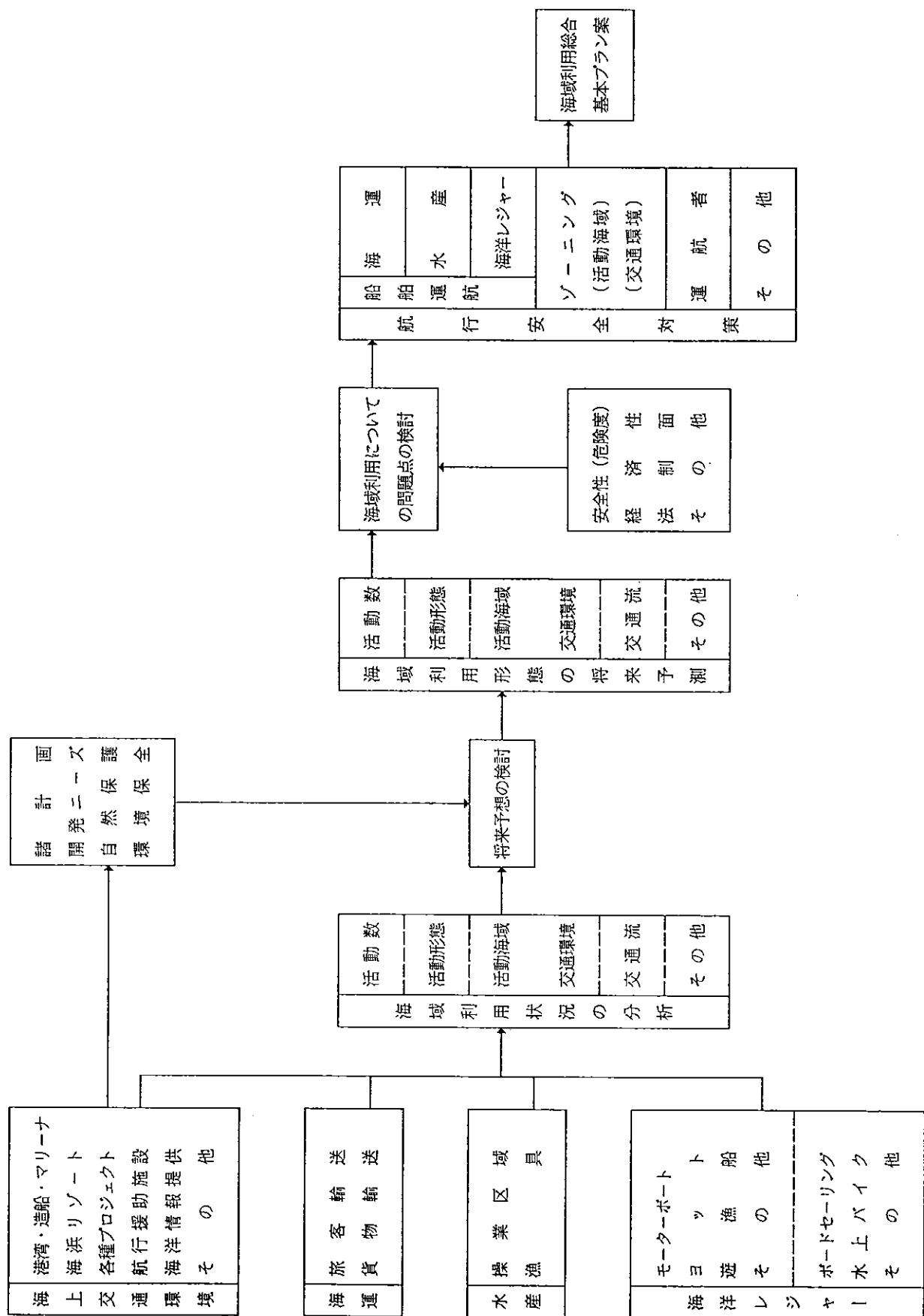
(3) 主な活動状況

(イ) 阿伏兎瀬戸通航問題の検討

大型旅客船（5,000総トン）の阿伏兎瀬戸通航に係る諸問題が検討された。

検討にあたっては、阿伏兎瀬戸通航問題検討小委員会を設け、通航の適否、安全対策、利害関係者の調整等について、試行運転を含め3回の小委員会で審議し、報告書を取りまとめた。

広島県東部リゾート海域利用総合的プランの策定フロー図



(ロ) 内海町寺山地区マリーナ問題における調整

内海町寺山地区のマリーナ計画について、マリーナ西側の150^m×3の防波堤が、内航船の通航、錨泊に多大な影響を与えることから関係者間の調整を行った。

(ハ) 瀬戸内海汚染防止

瀬戸内海においては、一部ヘドロ除去などが行われているが、かなり汚染が進んでおり、瀬戸内海をよみがえらせるには、高度な技術、巨額の資金、長期の期間が必要となる。

このため、瀬戸内海の汚染防止を目的に活動する財団の設立を検討している。

参考資料：財団法人瀬戸内海海上安全協会「平成2年度 瀬戸内海における航行安全対策に関する調査研究 中間報告書」

あとがき

海上交通の安全対策については、これまで時宜を得た各種施策が講じられてきており効果を発揮してきているが、それ等は、航行環境の変化、海域利用の変化等に則して対応していかなければ十分とは云えない。

一方、国民生活の変化や多様化等によって航行環境や海域利用の変化等が生じ、船舶航行や漁業活動にも変化をきたす。そして、その変化は、一般的には海域利用の高度化を促進する方向に向うといえよう。

この様な趨勢の中で、近年、遊漁船、プレジャーボートの隻数は大幅に増加し、将来ますます増加することが予測されており、海域利用の多様化、高度化が年々著しくなることが当然の帰結として予想されるところである。

従って、それ等の事態に対応すべき方策、即ち、船舶航行、漁業、遊漁船業及び海洋レジャーの安全を確保し、活動の疎外を回避するための方策を調査・検討することは必要不可欠と云えよう。

本年度は、先ず、石狩湾海域における自主航路（協定航路）についての現地調査を実施し、海域利用調整に至る経緯やその現状を調査するとともに、関係者と意見交換を行った。

次に、東京湾及び広島県東部海域における海域利用の進め方、現状及び問題点等について、それぞれ関係者から説明をいただき、今後の調査検討に資した。

又、海域利用の調査に関連のある漁業法等について金田委員に講演していただき理解を深めた。

海域利用の状況は、当該海域の航行環境、当該海域を利用する船舶の種類や利用形態等多種多様であり、十分な調査の裏打がなければ、軽々に結論を出すことは厳に慎まなければならないと考える。

従って、今後も着実に調査を継続して実施し、検討を重ねていく必要があると考える。

参考資料 1

委員会 議事概要

第1回 委員会 (平成4年9月10日)

第2回 委員会 (平成4年11月18日)

第3回 委員会 (平成5年3月3日)

社団法人 日本海難防止協会
平成4年度 第1回 海域利用調査委員会

議 事 概 要

1. 日 時 平成4年9月10日(水) 10:00 ~ 12:30

2. 場 所 小樽港湾合同庁舎 会議室

3. 出席者(順不同、敬称略)

[委 員]

佐藤修臣、 柳川三郎、 稲村 肇、 白居 勲(代. 宮代道夫)、
碓井康正、 久野昇一、 森田秀雄、 澤村陸穂、 山崎義治(代. 工藤勝本)、
野間寅美、 飛田勇次(代. 吉岡和男)

[関係官庁]

柴田耕介(代. 石川孝一)、 門司剛至(代. 中島 洋)、 谷口克己、
桑原康記(代. 森 吉高)、 本田 進(代. 森 隆雄)、

[関係者]

第一管区海上保安本部警備救難部長	山田哲雄
第一管区海上保安本部警備救難部救難課長	浜口泰雄
小樽海上保安部長	高崎武人
石狩漁業協同組合組合長	吉岡治男
小樽市漁業協同組合組合長	赤石忠男
石狩湾新港管理組合業務課長	田岡克介
石狩湾漁業操業安全基金協会事務局長	鈴木賢次
札幌船主協会会長代理	両角宗弘

[事務局]

池田宗雄、 小田島 厚、 岩上淳一、 藤井啓史

4. 議 題

- (1) 本年度事業計画について
- (2) 石狩湾新港自主航路について
- (3) その他

5. 資料

- (1) SA(92)-1-1 平成4年度 海域利用に関する調査事業計画(案)
- (2) SA(92)-1-2 石狩湾海域における自主航路(協定航路)について
- (3) 参考資料 石狩湾新港管理組合パンフレット

6. 議事概要

(1) 開会挨拶

海上保安庁谷口航行安全課長より、次の要旨の挨拶がなされた。

近年、海洋レジャー活動、沿岸における各種工事作業の実施等に伴い、新たな海域利用が活発化しており、従来からの船舶交通、漁業操業等と重複して海域が利用されている。

私どもが行っている航行安全対策については、取締りや規制だけではなく、皆様の協力を得て、できる限り調整を図りながら進めているが、海域の利用についても、皆様と相談しながら進めていくことが、航行安全上最も重要であると実感している。

昨年、本委員会が設けられ、海域利用について関係者の意見交換、現地調査が実施されているが、このことは大変意義深く、成果を期待している。

本日は、海域利用調整の先駆者である石狩湾新港の関係者に多数御参加いただき、海域利用調整についていろいろお話をうかがうことになっており、私どもも今後の航行安全対策に参考にさせていただくとともにこの委員会の成果につながることを希望している。

(2) 出席者紹介

事務局より出席者が紹介された。

(3) 委員長選出

昨年度に続いて、東京商船大学佐藤修臣教授が、委員長に選出された。

(4) 本年度事業計画

事務局より、資料SA(91)-1-1に基づいて、事業計画案の説明がなされ承認された。

(5) 石狩湾新港における海域利用調整について

石狩湾新港管理組合田岡業務課長より、参考資料に基づいて、石狩湾新港の現況等の説明がなされ、続いて、石狩湾漁業操業安全協会鈴木事務局長より、資料SA(92)-12に基づいて、石狩湾海域における自主航路（協定航路）について、その設定の経緯、問題点等についての説明がなされ、（「石狩湾海域における自主航路について」P2参照）後、下記の質疑があった。

- 協定航路のポスターはどのようなものか。又、配布先は。
- 「石狩湾新港入出港船舶協定航路」図2（P6参照）を拡大し注意事項を記載したものである。ポスターは毎年1500部作成し、船主協会、代理店、荷主、海難防止協会等に配布しているが、その先の周知が徹底しているか疑問である。
- 協定航路は小樽港入出港船にも適用されるのか。
- 小樽港入出港船も含まれる。
- 航路標識はどのようなもので、又、設置位置は。
- 国際浮標式に基づいており、詳細は「石狩湾海域における自主航路について」（P9参照）。設置位置は自主航路④の地点で航路のほぼ中央である。
- 航路標識の被害は。
- 今のところ発生していない。
- 少額の漁具被害が増加していると説明されたが、相手船はどのような船か。又、被害が発生する場所は協定航路内か。

- 被害はサシ網で、設置して3～4日で揚網する間の被害であるので船を特定できない。又、協定航路内には漁具は敷設しないことになっており、被害発生場所は協定航路外である。
- 安全対策協議会にプレジャーボート関係の人が入っていないようだが。
- 安全対策協議会は水上輸送に供する船舶と漁業を対象にしており、直接的にはプレジャー関係は入っていない。しかし小樽のマリーナは小樽海上保安部に指導をお願いしており、オブザーバーとして小樽海上保安部に参加してもらっている。
- 漁業とプレジャーボートとの関係はどうか。
- 小樽のマリーナは小樽市が管理し、安全対策委員会を設けて漁業者、プレジャーボート及びマリーナの三者で協議している。

しかし、マリーナに所属しないボートもあり、事故の未然防止等の周知が困難である。プレジャーボートの組織化はここでも大きな問題である。又、ボートの貸借りによるオーナー以外の運航者による事故発生の問題もある。

全般的に石狩湾の海域利用については、漁業と海運は有効に機能しているが、漁業とプレジャーボートの間では若干の問題があるといえる。
- プレジャーボートの組織化については全国的にも大きな問題であるが、プレジャーボートの収容能力を高めて、そこで組織化することが考えられる。

このため、漁港を利用して収容能力を高め、組織化して漁業者との話し合い等に応じさせるのも一つの方法と思う。

以上

委員会終了後、海上保安庁巡視船「てしお」「すずかぜ」の便宜供与を得て、石狩湾の海上視察を実施した。

社団法人 日本海難防止協会
平成4年度 第2回 海域利用調査委員会

議 事 概 要

1. 日 時 平成4年11月18日(水) 13:30 ~ 15:45

2. 場 所 海事センタービル 801,802 会議室

3. 出席者(順不同、敬称略)

[委 員]

佐藤修臣、 柳川三郎、 松本宏之、 白居 勲(代. 宮代道夫)、
碓井康正、 上野 章、 久野昇一、 森田秀雄、 澤村陸穂、
金田禎之(代. 大塚欣一)、 山崎義治、 野間寅美、 橘 萬蔵

[関係官庁]

柴田耕介(代. 石川孝一)、 門司剛至(代. 中島 洋)、
谷口克己(代. 大谷雅彦)、 小峯 正(代. 喜多野和明)

[関係者]

第三管区海上保安本部警備救難部航行安全課長	岩切 康
広島県東部リゾート海域安全対策調整協議会副会長	楠 智幸
〃	専務理事 末平万三

[事務局]

斉藤正明、 池田宗雄、 藤井啓史

4. 議 題

- (1) 広島県東部における海域利用調整について
- (2) 東京湾における海域利用調整について
- (3) その他

5. 資料

- (1) SA(92)-2-1 東京湾における海域利用調整について
- (2) SA(92)-2-2(A) 瀬戸内海における航行安全対策に関する調査研究中間報告書
(平成2年度)抜粋
- (3) SA(92)-2-2(B) 阿伏兎瀬戸通航問題検討報告書
- (4) SA(92)-2-3 石狩湾海域における自主航路(協定航路)について

6. 議事概要

(1) 事務局より、第三管区海上保安本部岩切航行安全課長、広島県東部リゾート海域安全対策調整協議会(以下、東部安対協という)楠副会長、末平専務理事に特別出席していただいた旨紹介があった。

(2) 事務局より、委員交代の紹介があった。

	新	旧
中央漁業操業安全協会専務理事	橘 萬蔵	飛田勇次

(3) 資料確認の後、事務局より第1回委員会の議事概要(案)が読み上げられ承認された。

(4) 広島県東部における海域利用調整について、東部安対協楠副会長及び末平専務理事より、資料SA(92)-2-2(A)及び(B)に基づいて説明があり、続いて次のとおり検討された。

- 旅客船(5,000総トン)の阿伏兎瀬戸通航についての検討が生かされなかったことであるが、東部安対協としての組織の問題からか、又は検討の中身の問題からか。

- 検討の内容が十分であったかどうかは判らないが、東部安対協が法人でないことと、検討委員会の中に学識経験者がいないことが問題になった。

このため、東部安対協を法人にするため努力しているが、いろいろと難しい問題

があって現在まだ法人にはなっていない。

- 公用水面での調整、航行安全対策の検討には、客観性、中立性を持たせるために、関係する学識経験者を委員に加えるべきである。
- 東部安対協では今後どのような活動を予定しているのか。又、その手法は。
- 異業種間で問題が発生した時に航行安全上の見地から調整することになるが、手法については、「広島県東部リゾート海域海面利用総合基本プラン（P24参照）」に基づいて実施することとなる。

しかし、実際問題として、異業種間の調整は非常に難しい。特にレジャー関係は組織への加盟を強制できないし、ハイスピードの航走を取り締まる規制もないことから苦慮している。

調整についての国家的マニュアルが欲しい。

- プレジャーボートとマリーナの収容能力とのギャップが問題で、プレジャーボートを全部収容することができれば問題解決につながると思う。県に対して対応をお願いできないか。
- 又、他の都道府県、例えば静岡県等ではプレジャーボートに関する条令があるが、広島県はどうか。
- 広島県にはそのような条令は無い。

(5) 東京湾における海域利用調整について、第三管区海上保安本部岩切航行安全課長より資料SA(92)-2-1に基づいて説明があり、続いて次のとおり検討された。

- 自主的組織でゾーニング等調整を図る計画だが、どこがイニシアティブをとるのか。アメリカではコーストガードが海図上でゾーニングしたり、ブイを設置している。

- どこがイニシアティブをとるかは非常に難しい問題である。東京湾では情報を簡素化した使い易い情報図を作成し、そこにモーターボート等の推奨航路を記入したが好評であった。
- Step 3 の空間的分離は具体的には。
- コンセプトに対する意見・要望をみても判るように、時間的分離は可能性はあるが、空間的分離は非常に難しい。航路からはこれだけ離すといったことを考えているが、今後、自主的な話し合いの中で解決の道を探っていきたい。
- ディンギーヨットとボードセーリング、PW (Personal Water Craft) と分類しているが、性能的に分類すると、ディンギーヨット、ボードセーリングとPWではないか。
- ボードセーリングとPWは個人的に海岸で活動し、ディンギーヨットはクラブ、マリーナ等で組織化され、海岸からは離れて行動するので、こういう分類とした。
- 海洋レジャーは、それぞれこれ位のスペースがあれば満足するといったものはあるだろうか。
- そういった調査はあり、モデル区域を設定する際に検討したいと思っている。

(6) 佐藤委員長より特別出席の三氏に謝辞があり閉会した。

以 上

社団法人 日本海難防止協会
平成4年度 第3回 海域利用調査委員会

議 事 概 要

1. 日 時 平成5年3月3日(水) 13:30 ~ 16:00

2. 場 所 海事センタービル 801.802 会議室

3. 出席者(順不同、敬称略)

[委 員]

佐藤修臣、 柳川三郎、 松本宏之、 白居 勲(代. 村瀬孝明)、
碓井康正(代. 越前精一)、 上野 章、 中山 忠、 澤村陸穂、
金田禎之、 山崎義治、 森繁 泉、 野間寅美、 橘 萬蔵

[関係官庁]

柴田耕介(代. 高田喜寛)、 門司剛至(代. 中島 洋)、
谷口克己(代. 平田徹郎)、 桑原康記(代. 森 吉高)、
小峯 正(代. 喜多野和明)、 本田 進(代. 大石浩平)

[事務局]

齊藤正明、 池田宗雄、 藤井啓史

4. 議 題

- (1) 平成4年度報告書について
- (2) 漁業制度について
- (3) その他

5. 資 料

- (1) SA(92)-3-1 平成4年度報告書(案)
- (2) SA(92)-3-2(A) 漁業制度の概要
- (3) SA(92)-3-2(B) 漁業計画の樹立について

6. 議事概要

- (1) 資料確認の後、事務局より第2回委員会の議事概要（案）が読み上げられ承認された。
- (2) 平成4年度報告書について、事務局より資料SA(92)-3-1に基づき概要説明があり、資料についての意見を3月19日（金）までにいただき、委員長の指導により平成4年度報告書を事務局でとりまとめることとして承認された。
- (3) 海域利用の調査研究に関連する漁業法等について、金田委員より資料SA(92)-3-2(A)及び(B)に基づいてお話しいただいた。（参考資料2 39頁参照）
 - 旧法に基づく漁業権等の消滅に対する補償金は180億円であったが、支払われたのは約130億円とのことだが、残りはどうなったか。
 - 180億円は証券額であって、実際にはS29年までに繰上げて資金化した額が約130億円である。
 - 水産庁長官通達のうち、他法令との関係についてで、「船舶交通のふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業は原則として免許しないこととされたい」とあるが、
 - ① ふくそうする海域はどのように認定するのか。
 - ② こませ網は漁具を固定してする漁業に入るのか。
 - ①については、昭和37年3月の次官覚え書きによるものであるが、航路等ごく限定されたものとして考えるべきである。

②については、水産庁長官通達（平成4年8月7日付）にいう固定してする漁業とは、長期間固定して操業する定置網、ひび建養殖業、垂下式養殖業など（昭和31年3月9日水第2228号水産庁長官通達参照）をさすものと思うが、こませ網はこれらと異なり、漁具を船に積んで潮の早い漁場で短時間投網した後に網を揚げて漁獲するものであって、第2種共同漁業権として取扱われなくて、知事許可漁業として扱われるものが殆どである。したがってこれらの問題は漁業権の漁場計画とは別の問題であって、地域の実体に応じて話し合いによって適切な調整が行われるべきものであると思う。
 - 公益上支障があるときは漁場計画をたてないということになっているが、その具体的基準はあるのか。
 - 公益とは、不特定多数に及ぼす利益をいうのであって、具体的には漁業法39条に

列挙されている船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設等高度の公益として限定的に考えるべきである。もし、高度な公益上の必要から漁業権の変更、取り消しが求められた場合は、直ちに法39条を発動すべきであって、一般には5年もしくは10年たったの免許切替時に始めて公益上問題が発生したというのはおかしい。

- 水産庁長官通達に「一方、漁業以外の面では-----また漁業関係者以外の人々との共存を図っていくことが重要である。」とあるが、これに関連する具体的な指針といったものはあるのだろうか。
- 今度の通達で新しくでてきたものなので紹介したのであり、具体的な指針があるかどうかは関知していない。
- 水産庁のある委員会が、昨年報告書をまとめているが、具体的な指針に関連したものだろうか。
- 水産庁長官通達のこの部分の記述は、漁場計画の樹立に際し、最近の沿岸漁業をめぐる背後条件としての海洋性レクリエーションの進展を踏まえ、漁業関係者以外の人々との共存にも配慮すべきであるとの基本的考え方を示したものである。

このような考え方にたって、例えば、沿岸漁場整備開発事業等で設置された魚礁に係るつきいそ漁業権の設定については、遊漁との調整についても配慮するよう指導されている。

また、遊漁問題懇談会が1昨年12月に設置され、昨年10月にその報告書がとりまとめられている。

遊漁問題懇談会は、今後の遊漁・遊漁船業等のあり方について、遊漁関係者、学識経験者等の幅広い意見を聴取し、遊漁行政の推進に役立てようとするものであり、当懇談会と漁業権の切り替えに関する指導通達とは直接的な関係はない。

- (4) 次年度事業計画について、事務局より第一回委員会においては事業計画の検討及び海域利用に関して法的側面を中心にしたお話しを海上保安大学校広瀬教授にお願いしたい旨の提案があった。

また、事業計画について、こういう調査研究をしたらどうかのご意見を事務局まで知らせて欲しい旨の要望があった。

- (5) 斉藤常務理事より謝辞があり閉会した。

以上

漁業法等について

全国釣船業協同組合連合会 会長 金田 委員

第3回委員会において、海域利用の調査研究にあたって、必ず理解しておかなければならない漁業法及び遊漁船業法について、金田委員に講演していただいた。

以下は、その講演の概要である。

- A 漁業制度の概要
- B 漁場計画の樹立について
- C 漁業法に関する適用例
- D 遊漁船業の適正化に関する法律の概要

A 漁業制度の概要

用語の定義

1. 漁業

水産動植物を採捕又は養殖する事業をいう（法2条1項）

2. 漁業者

漁業を営む者をいう（法2条2項）。漁業を営む者とは、自己の名をもって漁業を営業し、かつ単にその営業に出資するのみでなく、経営の意志決定を自ら行い、又はこれに参加する者をいう。

3. 漁業従事者

漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう（法2条2項）。

4. 漁民

漁業者又は漁業従事者たる個人をいう（法14条11項）。

適用範囲

漁業法の適用される水面は、次の3つの水面である。

1. 公共の用に供する水面（法3条）

2. 公共の用に供する水面と接続して一体をなす水面（法4条）

3. 前記1及び2の水面に通ずる水面で命令で定められたもの（法73条）

漁業権

1. 漁業権漁業の種類（法6条）

（1）定置漁業

ア. 身網の設置される場所の最深部が水深27メートル以上であるもの。（瀬戸内海のます網、陸奥湾の落とし網及びます網を除く。）

イ. 北海道のさけを主たる目的物とするもの

（2）区画漁業

ア. 第1種区画漁業

一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業（ひび建て養殖業、簡易垂下養殖業、筏式養殖業、小割式養殖業等）

イ. 第2種区画漁業

土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業（築堤式養殖業、パイル式養殖業等）

ウ. 第3種区画養殖業

一定の区域内において営む養殖業であってア及びイ以外のもの（地蒔式貝類養殖業等）

(3) 共同漁業

ア. 第1種共同漁業

藻類、貝類、農林水産大臣指定定着性水産動物（いせえび、しゃこ、えぼしがい、かめので、ほや、うに、なまこ、ひとで、かしばん、いそぎんちゃく、かいめん、餌むし、うみほうずき、たこ、ほくかいてび、しらえび、しゃみせんがい、ことむし）を目的とする漁業

イ. 第2種共同漁業

網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業及びオ以外のもの（小型定置網漁業、固定式刺網漁業、えり・やな漁業等）

ウ. 第3種共同漁業

地びき網漁業、地こぎ網漁業、無動力船による船びき網漁業、餌付け漁業、つきいそ漁業であってオ以外のもの

エ. 第4種共同漁業

寄魚漁業、烏付こぎ釣漁業であってオ以外のもの

オ. 第5種共同漁業

内水面において営む漁業

2. 組管理漁業権と経営者免許漁業権

(1) 組管理漁業権

ア. 共同漁業権

イ. 特定区画漁業権（法7条）

ひび建養殖業、藻類養殖業、真珠母貝養殖業、小割式養殖業、かき養殖業、地蒔式養殖業

(2) 経営者免許漁業権

ア. 定置漁業権

イ. 特定区画漁業権以外の区画漁業権（真珠漁業権、築堤式養殖業、パイル式養殖業等）

（3）組合管理漁業権の行使（法8条）

ア. 漁業権行使規則の制定

イ. 漁業権の内容となっている漁業を営む権利を有する者は、行使規則に規定する資格に該当する者に限られる。

3. 漁業権等に関する禁止規定

（1）漁業権等に基づかない漁業の禁止（法9条）

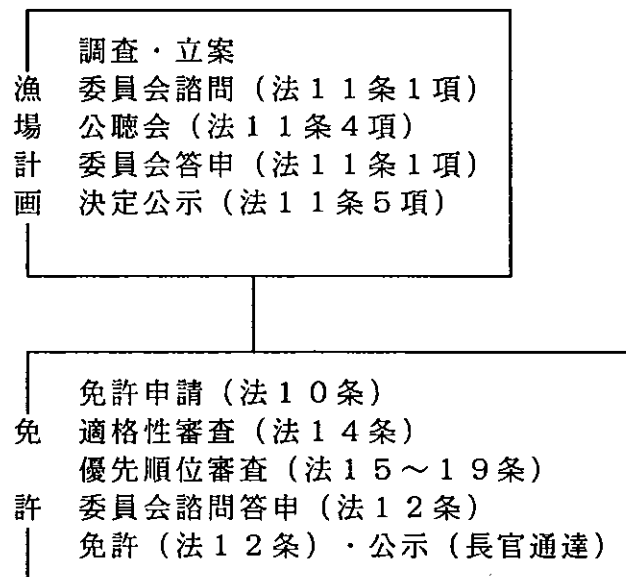
ア. 定置漁業、区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づかなければ営むことができない。

イ. 共同漁業は、漁業権又は入漁権に基づかなくとも営むことができる。

（2）漁業権の貸付の禁止（法30条）

（3）漁業権の移転の制限（法26条）

4. 漁場計画（法11条）



（1）漁場計画を樹立する場合

ア. 漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには、漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があること

イ. 当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益上に支障を及ぼさないこと

(2) 漁業計画の内容

漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期、免許予定日、申請期間、地元地区（関係地区）等

(3) 漁場計画樹立の時期（法11条）

ア．現に漁業権の存する水面については、当該漁業権の存続期間の満了日の3か月前まで

イ．その他の場合にあっては、免許日の3か月前まで

5. 漁業の免許

(1) 免許をしない場合（法13条）

ア．適格性がない場合

イ．漁場計画と異なる申請をした場合

ウ．同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中になる場合

エ．漁場の敷地又は水面が他人の所有又は占有状態にあって、その所有者又は占有者の同意がないとき

(2) 免許の適格性（法14条）

1) 経営者免許漁業権の不適格要件

ア．漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者

イ．労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者

ウ．漁村の民主化を阻害する者

エ．表面上免許申請した者で、適格性があるようにみえても、不適格者が実質上経営を支配していて実体的には不適格である場合

2) 組合管理漁業権の適格要件

a 特定区画漁業権で既存漁場の場合

ア．地元地区の全部又は一部をその地区内に含むこと

イ．業種別漁業組合（又はその連合会）でないこと

ウ．地元地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の3分の2以上（世帯単位）を組合に含むこと

b 特定区画漁業権で新規漁場の場合

ア．地元地区の全部又は一部をその地区内に含むこと

イ．業種別漁業協同組合（又はその連合会）でないこと

ウ. 地元地区に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面の場合には、1年に30日以上水産動植物を採捕又は養殖する者）の3分の2以上（世帯単位）を組合に含むこと

c 共同漁業権の場合

ア. 関係地区の全部又は一部をその地区内に含むこと

イ. 業種別漁業協同組合（又はその連合会）でないこと

ウ. 関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上（世帯単位）を組合員に含むこと

(3) 免許の優先順位

1) 定置漁業権（法16条）

第1順位 漁業協同組合自営（これと実体を同じくする漁民会社等を含む。）
（8項）

第2順位 漁業生産組合（これと実体を同じくする漁民会社等を含む。）
（6項）

第3順位 普通の個人、株式会社

第1勘案事項

ア. 今まで漁業にたずさわっていた者であるかどうか。（1項）

イ. その申請に係る漁業に経営者又は従事者として経験があるかどうか。
（2項）

ウ. その海区で経験があるかどうか。（4項）

第2勘案事項（5項）

ア. 労働条件

イ. 地元漁民、特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

ウ. 地元漁民が経営に参加する程度

エ. 経験の程度、資本その他の経営能力

オ. 当該漁業にその者の経済が依存する程度

カ. 影響のある漁業といかに協調して操業するか、その他水面の総合利用に対して配慮している程度

2) 特定区画漁業権（法18条）

組合管理漁業権としての適格性（５－（２）－２）－a, b)のある者が第１順位、申請のない場合は次の優先順位による。

ア．一定要件を備える漁業協同組合又は漁民会社の自営（法１６条８項）

イ．一定要件を備える漁業生産組合又は漁民会社（法１６条６項）

ウ．以下区画漁業（真珠母貝養殖業及び特定区画漁業権を除く。）の優先順位

3) 真珠養殖業を内容とする区画漁業権

漁業者又は漁業従事者はその他のものより優先される。それぞれの優先順位は次の通り。

第１順位 真珠養殖業の経験者（新規漁場の場合は、定置漁業権の第１優先順位者、（３）－１）

第２順位 無経験者のうちで地元に住所のある者

第３順位 無経験者のうちで地元に住所のない者

4) 第２種区画漁業を内容とする区画漁業権

ア．漁業者又は漁業従事者はその他の者に優先

イ．個人は法人に優先

ウ．地元地区内に住所がある者はその他の者に優先

エ．同種の漁業の経験者、次に他の沿岸漁業の経験者、次にその他の順で優先

オ．その海区での経験者は他の海区での経験者に優先

6. 漁業権の存続期間（法２１条）

1) 共同漁業権 10年

2) 定置漁業権 5年

3) 区画漁業権

真珠養殖業 ————— 10年
海面における魚類養殖業 —————

特定区画漁業権 ————— 5年
内水面における魚類養殖業 —————

4) 短期免許

7. 公益上の必要による漁業権の取消等（法39条）

1) 対象

- ア. 公益上（漁業調整、船舶の航行、停泊、係留、水底電線の付設等）
- イ. 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したとき。

2) 諮問

3) 聴問

4) 補償（公益上の取消）

8. 登録（法50条）

9. 漁業権の特性

1) 営む権利（法6条2項）

定置漁業権とは定置漁業を営む権利をいい、区画漁業権とは区画漁業を営む権利をいい、共同漁業権とは共同漁業を営む権利をいう。

2) 免許の内容（法11条1項）

漁場の位置、区域、漁業種類、漁業時期等

3) 漁業の免許（法10条）

行政庁（都道府県知事）の免許によって設置される権利

4) 存続期間（法21条）

5) 物権性（法23条1項）

漁業権は物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

6) 担保性（法23条2項）

ア. 質権 総ての漁業権に適用しない。

イ. 先取特権及び抵当権 定置漁業及び区画漁業権（漁協又は漁連有の特定漁業権を除く）に適用し、共同漁業権及び漁協又は漁連有の特定漁業権には適用しない。

7) 貸付禁止（法30条）

8) 移転制限（法26条）

9) 親告罪（法143条）

入漁権

1. 入漁権の設定し得る漁業権（法7条）

- 1) 共同漁業権
- 2) 特定区画漁業権

2. 入漁権取得の適格性（法42条2）

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のみが適格性がある。

3. 入漁権の性質（法43条）

- 1) 物権とみなされる。
- 2) 譲渡又は法人の合併による取得の目的となる外、権利の目的となり得ない。
- 3) 譲渡には漁業権者の同意が必要である。

許可漁業

1. 大臣許可漁業

- (1) 指定漁業（法52条政令第6号） 沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、北洋はえなわ・さし網漁業、母船底びき網等漁業、大中まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、母船式かつお・まぐろ漁業、中型さけ・ます流し網漁業、母船式さけ・ます漁業、母船式かに漁業、ちょう貝等採取業
- (2) 承認漁業 さんま漁業（さんま漁業取締規則 昭和24年農林省令第70号）、ずわいがに（日本海の海域におけるずわいがに漁業等の取締りに関する省令 昭和45年農林省令第55号）、いかつり漁業（いかつり漁業の取締りに関する省令 昭和44年7月農林省令第41号、いか流し網漁業の取締りに関する省令 昭和56年農林水産省令第28号）、つぶ漁業（北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令 昭和47年6月農林省令第41号）

2. 知事許可漁業

(1) 法定知事許可漁業（法66条）

- 1) 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業
- 2) 農林水産大臣が都道府県別の枠を定めている。

(2) 一般知事許可漁業

- 1) 都道府県ごとに漁業調整規則を制定する(法65条、水産資源保護法4条)。
- 2) 規則の制定、改正については農林水産大臣の許可が必要である。
- 3) 知事許可漁業の種類は、都道府県により異なるが、たとえば次のようなものがある。

小型まき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、無動力底びき網漁業、刺網漁業、しいら漬け漁業、地びき網漁業、たこつぼ漁業、小型定置網漁業、敷網漁業、延縄漁業、潜水器漁業

3. 自由漁業

- 1 本釣漁業、延縄漁業等が主である。

制度の沿革

1. 徳川時代

磯は地付根付沖は入会(寛保元年律令要略「山野河川入会」)
一村専用漁場、個人独占漁場、入会漁場

2. 明治時代

- (1) 海面官有、借区制(明治8年大政官布告195号)
- (2) 全面撤回、従来 of 慣習に従う(明治9年大政官達74号)
- (3) 漁業組合準則(明治19年農林省令7号)
- (4) 漁業法(明治35年、明治43年改正)

ア. 旧慣行の制度化

専用漁業権－一村専用漁場
定置、区画、特別漁業権－個別独占漁場

イ. 半永久的権利

存続期間(20年)の更新、貸付、移転

3. 新漁業法(昭和24年)

- ア. 旧法に基づく漁業権、入漁権、賃貸権、使用賃貸による貸主の権利の消滅に対する補償金(漁業権証券180億円、漁業法施行規則9条)
- イ. 漁場計画(一斉更新、適格性、優先順位)制度

ウ．存続期間短縮（５．１０年）

エ．権利の制限（貸付禁止、譲渡・担保権等）

補償関係

１．不法行為の要件（民法７０９条）

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

２．公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和３７年６月２９日閣議決定）

（１）漁業権（入漁権）の場合

ア．対価補償 漁業権等は譲渡性がなく取引価格がないのでいわゆる収益価格によっている。

イ．通損補償 漁業権等の消滅または制限により通常生ずる損失の補償

（２）許可漁業、自由漁業の場合

（１）に準ずる。

（３）その他の場合

雇用者等の例

３．公共上の必要による漁業権の取消等の補償（法３９条）

政府は、第１項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない（５項）。

前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする（６項）。

４．漁場内の岩礁破碎、土砂・岩石の採取の許可の場合の漁業権者の同意（都道府県漁業調整規則４９条）

５．公有水面埋立免許にあたっての漁業権者等の同意（公有水面埋立法４条、５条）

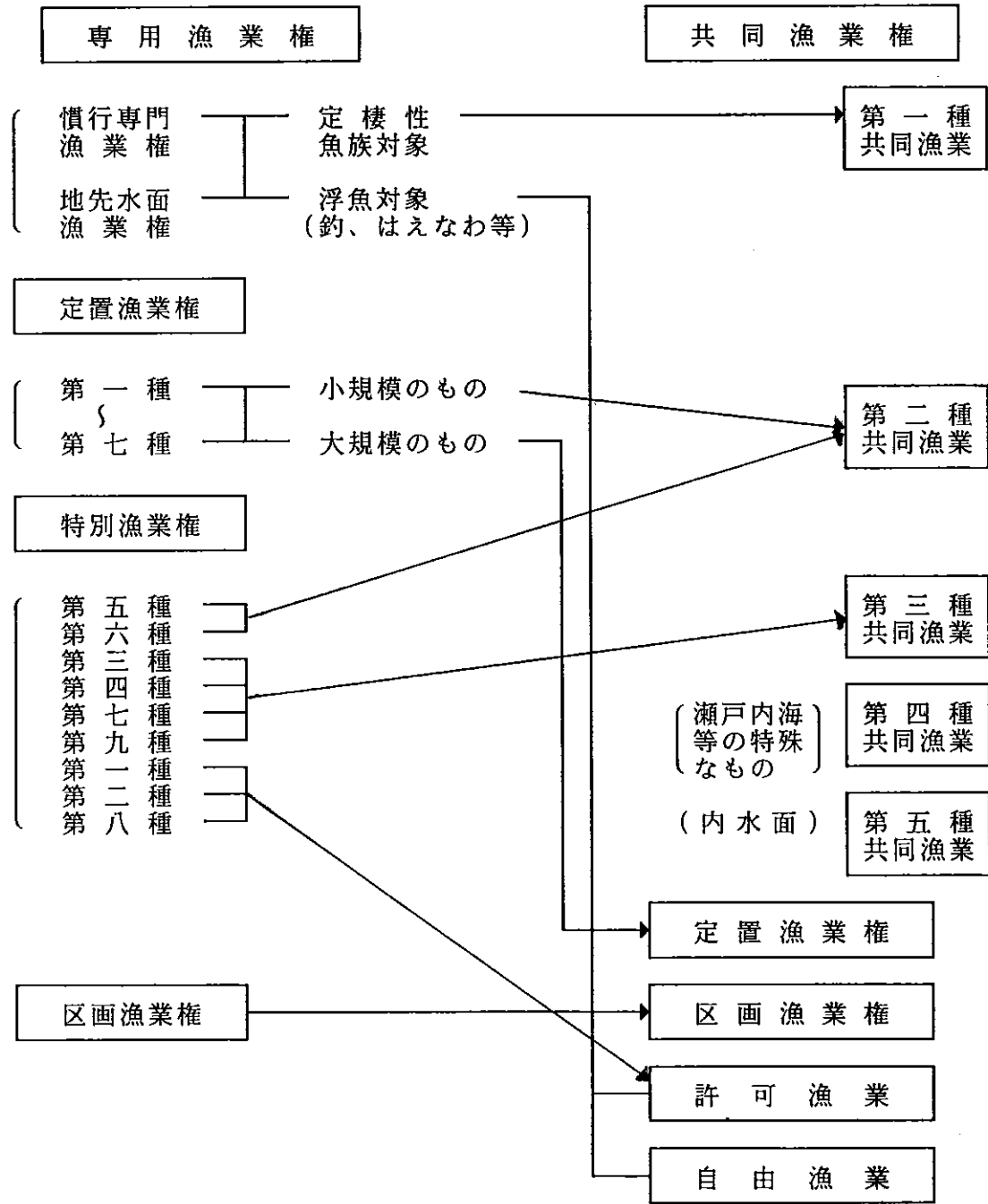
（参考文献）

- 金田禎之 「実用漁業法詳解（増補八訂版）」 成山堂書店
： 「都道府県漁業調整規則の解説（改訂版）」 新水産新聞社
： 「漁業関係判例総覧（増補改訂版）」 大成出版社
： 「漁業紛争の戦後史」 成山堂書店
： 「日本漁具漁法図説（増補改訂版）」 成山堂書店

旧漁業法と現行漁業法の比較

(旧 漁 業 法)

(現行漁業法)



B 漁場計画の樹立について

(水産庁長官通達)

4水振第1761号

平成4年8月7日

知 事 殿

水 産 庁 長 官

漁場計画の樹立について

平成5年9月から予定されている共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の一斉切替えに当たり、漁業法第11条の規定に基づき、あらかじめ行うこととされている漁場計画の樹立について留意すべき点を、別添1のとおり定めたので、参照の上、遺憾のないよう措置されたい。

また、あわせて「漁業権行使規則等作成について」（昭和37年11月13日37水漁第6242号水産庁長官通達）の一部を別添2のとおり改正するので留意の上、適切な指導を行われたい。

なお、免許事務の具体的な処理については、「漁業権の免許に関する件」（昭和31年5月4日付け31水第4289号水産庁長官通達（漁業計画の樹立について）（昭和57年8月31日付け57水振第2554号水産庁長官通達）で一部改正）及び「漁業権の免許に関する事務処理について」（昭和38年4月20日付け38水漁第2378号水産庁長官通達）によって行うこととするとともに、「漁場計画の樹立について」（昭和47年8月7日付け47水漁第5463号水産庁長官通達）を参照されたい。

漁場計画の樹立について

第 1 基本方針

(1) 漁場計画の意義

漁場計画は、公共水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるために漁業の免許をする必要がある、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、必ず定めなければならないものである。

200海里体制の定着、公海漁場の規制の強化等により沿岸漁場の重要性が高まる中において、沿岸漁場における漁業秩序の基本となる漁場計画は今後のわが国漁業を発展させる上で極めて重要となっている。このような観点から、自然的、社会的条件の変化を踏まえ、水面の高度で総合的な利用が図られるよう、既存漁場についても漁場計画の内容の再検討を行うとともに、免許後の漁場の適切な利用について十分配慮する必要がある。特に、今回の切替えは共同漁業権を含む10年ぶりの全面的な切替えであり、今後の沿岸漁業のあり方を含め慎重な検討の上計画を定めなければならない。

(2) 沿岸漁業を取り巻く環境の変化

最近の我が国漁業をめぐる生産環境は、資源状況については、人工種苗放流の効果等により高水準を維持している魚種もあるものの、漁船性能の向上等による漁獲強度の増大等から底魚類を中心として総じて悪化傾向にある。国際情勢を見ると、200海里体制の定着に加え、公海漁場の規制の強化により、遠洋、沖合漁業に対する制限が強まっている。また漁場環境については、赤潮等による漁業被害や沿岸域の大規模開発等による影響等の問題に加え、海洋廃棄物、陸上起源の汚染物質等による海洋汚染の問題が生じている。漁業労働力の面を見れば、漁業就労者が年々減少し、漁業生産力への影響が懸念されるとともに、漁村において漁業関係者以外の者との混住化が進んでいる。このような変化を踏まえた上で、沿岸域における漁業生産力を向上させ

るため、水産資源の保存、漁場環境の保全、公共水面の合理的利用に配慮した漁場計画の内容を検討する必要がある。

一方、漁業以外の面では、余暇の増大に伴い遊漁等海洋性レクリエーションへの要望が高まっており、水産資源の利用及び海面の利用の面で、漁業との調整問題が発生するとともに、都市部等において、漁業に対する厳しい意見が見られるようになってきている。このような中で、漁業関係者以外の人々の理解を得られるようにするためにも、漁場の適正な管理を進め、また漁業関係者以外の人々との共存を図っていくことが重要である。

(3) 資源管理の重要性

漁場計画は漁業生産力を維持、発展させるために樹立するものであるから、免許後の漁業操業に当たっても資源の持続的利用、漁業生産力の維持発展が図られるようにする必要がある。近年、沿岸漁場の重要性が高まっているが、漁業資源の水準が総じて低下する中で、全体としての漁獲努力量が増加し、さらに資源の悪化を招くという悪循環が見られる。このような状況に対応し、沿岸域における資源を適切に利用し漁業生産を発展させるためには、種苗放流等により積極的な資源の増殖を図るとともに、資源の保存、持続的利用を念頭に置いた採捕の制限や全体としての漁獲努力量の抑制等により適切な資源管理を行っていく必要がある。最近、漁業者の自主的な取決めにより、資源の管理を図っていくようとする取組みが見られるようになっているが、この動きを推進するためにも、漁場計画の樹立、漁業権行使規則の認可について資源の増大、管理が図られるよう十分注意して行っていく必要がある。

第2 全般的事項

(1) スケジュール

スケジュールとしては、例えば、平成5年8月31日に漁業権の期間が満了するものについては以下のようなものが適当と考えられる。

漁業者の要望及び漁場条件の調査	平成4年10月末まで
漁場計画の原案作成	平成4年12月末まで
委員会への諮問 (公聴会の開催)	平成5年1月初旬

委員会からの答申	平成5年2月中旬
漁場計画の法定及び公示	平成5年2月28日
免許の申請期間	平成5年3月1日から5月30日まで
適格性、優先順位の審議並びに 委員会への諮問及び答申	平成5年8月中旬まで
免許	平成5年9月1日

(2) 漁業権の内容

漁場計画は、その水面の自然的条件が漁業権漁業が営むために適しており、漁業生産力の維持、発展を図り、水面の総合利用を図る上から、その漁業を漁業権漁業とすることが望ましい場合に定めるものである。したがって、このように判断される場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさない限り、漁場計画を必ず定めなければならない。

一方、従来漁業権の対象としていたものであっても、操業実態の変化等から許可漁業として取り扱った方が望ましいものもあるので、その漁業を漁業権の内容から除外した場合の影響も考慮した上で、このような漁業を漁業権の内容として免許すべきかどうか慎重に検討すべきである。この結果、許可漁業として取り扱うこととした場合で、漁業権漁業との調整が必要なときは、漁業権又は漁業の許可に対する制限又は条件や委員会指示により対応されたい。

また、従来漁業の免許がなされていたにもかかわらず、操業実績のないもの、休業しており再開の見込のないものについては、漁場計画を樹立しないようにされたい。

なお、現に漁業権が設定されている水面について漁場計画を樹立する場合は、漁業権の存続期間の満了と次の免許が行われるまでの間に切れ目のないように行うとともに、漁場計画を樹立しない場合はその理由を付して水産庁長官に協議されたい。

(3) 他法令との関係について

① 港湾法及び港則法

漁場区域の全部又は一部が、港湾法第2条第3項の港湾区域内にあるときは、当該区域を管理する港湾管理者の長に、港則法の港の区域内その他船舶交通のふくそうする水域内にあるときは当該区域を管轄する海上保安監部長または海上保安部長

(特定港にあっては港長)に、漁場計画の樹立に際し、あらかじめ協議して調整を図られたい。

また、港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内又は船舶交通のふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業は原則として免許しないこととされたい。

② 河川法及び海岸法関係

河川又は海岸保全区域における漁場計画の樹立に際しては、漁場の区域等免許の内容及び免許に当たり漁業権に付される制限又は条件について、あらかじめ河川法による河川管理者又は海岸法による海岸管理者(直轄事業区域にあっては当該河川又は海岸の管理者及び地方建設局長又は北海道開発局長)との間で調整を図るようになされたい。

③ 公有水面埋立法関係

漁場区域の全部又は一部が、公有水面埋立法による埋立て免許のなされている水域内にあるときは、埋立免許権者の同意を得た上で免許をするようになされたい。

第3 共同漁業(第1種～第4種)

(1) 結論

共同漁業は、漁業協同組合(以下「組合」という。)による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するということにその特徴がある。このため、「漁業生産力の維持、発展」という漁場計画制度の趣旨の達成を図るためには、組合が種苗放流、漁業権行使規則の強化による自主的な漁業管理等をすることにより、積極的に漁場の管理を行うことが必要である。共同漁業権に関する漁場計画はこのような観点から樹立すべきであって、漁場を組合の管理に任せた方が漁業生産の向上の面で望ましい場合に共同漁業権として漁場計画を立てるべきである。

(以下略)

C 漁業法に関する適用例 (判例、行政事例)

(1) 漁場計画と他の法令との関係

- ① 漁場計画の樹立について(昭和47年8月7日47水漁第5463号、改正昭和63年4月7日63水振第1555号水産庁長官)

3 他の法令と漁場計画とについて

水面を漁業に利用する場合には、漁業法による規制があるほか漁業の用に供する施設等について港湾法、河川法等他の諸法令によってもそれぞれの法の目的によって重疊的に規制を受けることになる。したがって、漁場計画を樹立する場合には、一応これ等の諸法令を考慮に入れ、必要に応じて関係諸官庁と連絡のうえ調整を図るよう措置されたい。

なお、次の事項については、特に留意されたい。

ア. 漁場区域の全部または一部が、港湾法第2条第3項の港湾区域内にあるとき

は当該区域を管理する港湾管理者の長に、港則法の港の区域内その他船舶交通のふくそうする水域(その範囲については、農林省と運輸省とが協議して定める。)内にあるときは当該区域を管轄する海上保安監部長または海上保安部長(特定港にあっては港長)に、それぞれ協議して調整を図ること。

イ. 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設または船舶交通のふく

そうする水域(その範囲については、アと同じ)内においては、漁具を固定してする漁業は、原則として免許しないこと。

ウ. 河川または海岸保全区域における漁場計画の樹立に際しては、漁場の区域等

免許の内容たるべき事項および免許にあたり漁業権に附せられる制限または条件について、あらかじめ河川法による河川管理者または海岸法による海岸管理者(直轄事業区域にあっては当該河川または海岸の管理者および地方建設局長または北海道開発局長)との間で調整を図ること。

エ. 農林省の干拓事業実施のため漁業権または入漁権の消滅または放棄が行われ

た水面であって、干拓事業計画による工事の施行が相当期間行われる見込みがないものについては、知事は、あらかじめ干拓事業を実施する国の機関と協議のうえ漁場計画を樹立するものとする。この場合において、工事の施行上必要

な場合には、工事施行計画および施行時期等を勘案して、漁業法第21条第1項で規定する期間を短縮した期間について漁業権を免許することもやむをえないものと解する。

② 港湾内における漁業権の設定について

(昭和31年3月9日水第2228号水産庁長官)

二 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内には、原則として、漁具を固定してする漁業（定置漁業、ひび建養殖業・垂下式養殖業等）を免許しないこと。

三 (略) ((4) ③ P 61参照)

四 定置漁業及び特定の第二種共同漁業については港湾の内外を問わず、漁業調整規則又は漁業権の条件制限による漁具の標識の設置を厳格に励行させること。

(2) 漁場計画と公益の関係

① 漁場計画の樹立について (昭和47年8月7日47水漁第5463号水産庁長官)

2. 公益上の支障について

漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるために漁業権を免許する必要がある場合であっても、漁業権を免許することが漁業調整その他公益に影響を及ぼし、免許の必要性と当該公益への影響を比較考量し公益上の影響が上廻ると認められるときは、当該漁業権に係る漁場計画を樹立しないこととされている。

公益とは一般に不特定多数者の利益を指すが、ここでいう「公益」については、免許する必要がある漁業権を排斥するものであり、また、漁場計画の際に支障を及ぼすかどうかを検討すべきものとしてその範囲はおのずから限定される。すなわち、法第39条に例示する船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設のほか高度な公益性を有するものとして土地収用法等、土地収用に関する特別法により土地を収用しまたは使用することができる事業（たとえば、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、航路標識の設置等）の用に供する場合はここでいう「公益」に該当するが、地域開発計画によるたんなる工場誘致のための埋立であって土地収用法の対象とならない事業等の用に供する場合は、ここにいう「公益」には該当しないと解される。

また、公益上の理由によって漁場計画の樹立を差し控えることについても、慎重に検討すべきである。すなわち、公益上の支障が生じると一応認められる場合には、免許しようとする漁業権の漁業種類、漁場区域等の内容について具体的に公益に与える影響を検討し、まず公益に支障を及ぼさないよう原案を変更して漁場計画を樹立すべきである。また、漁場計画を樹立しないとするには特に慎重になすべきで、漁業権を免許しないことが当該公益にとって必要不可欠な場合に限定し、いたずらに漁業者に不安をもたらすようなことは避けなければならない。

たとえば、公益上の理由によって港湾法による港湾区域内の水域施設に漁具を固定してする漁業を免許しないことは妥当といえるが、将来公益事業が実施される場合たんに補償問題が起こるからという理由で漁場計画を樹立しないことは妥当でない。補償問題は、基本的には事業者と漁業者との当事者間の問題であって、土地収用法等の公益と私権との調整を目的とする法令の特別法の適用によって解決される方途もある。

② 漁業権の切替にあたっての疑義について

照会（昭43、4、24、水第88号広島県知事）

今年度は、いわゆる漁業権切替の時期であり、その準備作業を鋭意すすめているが、次の点について疑義があるので貴見の御回答を願いたい。

(1) 県において公有水面の埋立をすべく既に埋立事業費予算の議決を受け補償交渉を継続中の水面について漁業法第11条の免許の内容等の事前決定から始まって切替免許まで法律上行なわなければならないか。行なわなければならないとすれば、その法律的根拠は何か。公有水面埋立の申請者であり、かつ又許可権者たる知事と漁業権の免許者たる知事と法体系が異るとはいいながら矛盾を感ずるものである。

この場合仮に9月1日以降に漁業補償交渉が妥結したとしても正当なる補償金を支払うことは当然であると信ずる。

(2) 当該水面について法第11条の免許の内容等の事前決定及び海区漁業調整委員会への諮問を留保し8月31日まで補償交渉を妥結すべく努力し万一妥結をみない場合、一案として9月1日以降新しく免許申請を行なわせ一連の免許手続を開始することはできないか。この場合免許日は9月1日に遡及することになると信ずるが貴見を承りたい。

回答（昭43、4、30、43水漁第3025号水産庁長官）

(1) について

漁業法第11条は、法規裁量の規定であり、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権を免許する必要がある、かつ、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときは、都道府県知事は必ず漁場計画を樹立しなければならない趣旨である。

この場合、公益と認められるものの範囲は限定的に考えるべきであり、単なる工場誘致のための埋立てであって土地収用法の対象とならない事業等の用に供する場合には、ここにいう公益に該当しない。（昭和37年11月8日付け水漁第605号参照）

したがって、設問の事例については、知事は漁業法第11条の規定により漁場計画を樹立し、法定の手続きにしたがって免許を行なうことを要すると解する。

(2) について

(1) で述べたとおりであるので、漁場計画の樹立及び海区漁業調整委員会への諮問を留保することは許されず、またさかのぼって免許ということは考えられない。

(3) 漁業権と補償の関係

① 漁場計画の樹立に関する問答集について

（昭和47年9月22日47-270水産庁漁政部長）

問 永久補償がなされた水面について漁業権を設定すべきかどうか。

答 漁場計画は公共の用に供する水面につきその総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるため、漁業の免許をする必要があると認められる場合には、既存漁場たと新規漁場たとを問わず漁業調整その他公益に支障を及ぼさない限り定めるべきである。漁業権を免許する必要のない場合を除き安易に私人間の水面利用の合意をそのまま認めて、永久補償がなされた水面を漁場計画から除外するのは妥当でない。

② 港湾区域内における漁業の再免許について

照会（昭和45年12月25日45水第98号愛知県農林部長）

港湾区域内における高潮防波堤の構築に伴い漁業補償のおこなわれた水面に漁業の再免許をするに際し、次の事項について貴職の見解をお伺いたします。

記

既に漁業補償がおこなわれ、漁業権等の消滅した水面であっても、その水面が漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため、および漁業調整上漁業の免許をすることが必要であって、相当期間港湾工事も施行されず、船舶の仮泊地としても利用されず、また船舶の航行についても支障のない場合においては漁場計画を樹立すべきであると考えらるがどうか。

回答（昭和46年 1月 6日46-2水産庁漁政部長）

昭和45年12月25日付45水第98号により照会のあったこのことについては、貴見のとおりと解する

③ 避難港の指定による漁業権補償

照会（昭30、10、26 水第 525号 和歌山県経済部長）

港湾法第2条の規定に基づく避難港として指定された港湾において、従来から漁業権に基づきいわし船びき網を操業している者から大型船舶碇泊後は、碇の跡（一方が凹み他方が積上げられる）が大きく残り船舶が、出港後海底を搔均した後でなければ操業できないとの理由により、これ等漁場整理費を要求したいとの申出があったが、右のような要求は正当に為し得るかどうかにつき御教示願いたく照会します。

回答（昭31、3、15 31水第2455号 漁政部長）

港湾法第2条第8項による避難港の指定自体は、直接船びき網漁業の操業を制限するものではなく、国家賠償法第1条、第2条のいずれにも該当しないから、国に対し損失補償の要求をすることはできないと考える。ただし、漁業権の行使を危殆に陥れてまでも船舶の航行、碇泊等の便を計らなければならない場合には、漁業法第39条の規定により漁業権を取り消し又は変更し、国が補償することになる。

諮問の場合は、避難港の内外を問わず、一般的に船舶の行為と漁業権の受けた損害との間の問題であり、船舶に漁業権を故意又は過失により侵害する行為があった場合は、漁業法第 143条の規定による刑事責任を問われる外、民法第 709条の規定による民事上の損害賠償責任を問われることとなる。

④ 昭和58年5月30日大阪地裁判決（漁業関係判例総覧64頁）

組合員の漁業を営む権利は、組合員という団体の構成員としての地位と不可分ないわゆる社員権的権利であるが、漁業権そのものではなく、基本権たる漁業権から派生している別個独立の権利であって、その侵害に対しても独立の損害賠償請求権を発生せしめる。

⑤ 昭和48年11月22日最高裁判決（漁業関係判例総覧1296頁）

補償金の配分は、正組合員であると準組合員であるとを問わず、実際に漁業収益を得ていた漁民に対してなされるべきものである。

⑥ 法39条を適用して、公益上の理由で漁業権の取消等された例

i 兵庫県神戸港内漁業権に関するもの

対象漁業権番号

共第 517号および共第 518号（取消）

共第10号および共第11号（変更）

取消および変更年月日

昭和27年8月1日

政府補償金

20,433千円

ii 香川県坂出港内漁業権に関するもの

対象漁業権番号

共第75号（取消）

共第21号および共第41号（変更）

取消および変更年月日

昭和27年12月1日

政府補償金

10,257千円

(4) 漁業免許と埋立免許の関係

① 昭和15年2月17日大審院判決（民事判例集19巻 119頁）

公共用水面ノ免許ハ一ノ行政処分ニシテ之ヲ受ケタル者ニ其ノ埋立ヲ条件トシテ埋立地ノ所有権ヲ取得セシムルコトヲ終局ノ目的トスルモノナレドモ、免許自体ニ因リ直ニ該水面ノ公共用ヲ廃止スル効力ヲ生ズルモノニ非ズ。只其ノ埋立ニ必要ニシテ水面ノ公共用ト相容シザル施設乃至埋立自体ニ因リテ其ノ公共用廃止ノ効力ヲ生ズルモノト解スルヲ妥当トス。故ニ右埋立免許後其ノ水面ニ付第三者ガ漁業ノ免許ヲ得タル場合ト雖モ其ノ免許ハ無効ノモノニ非ズ。

② 公有水面の埋立について

（昭和28年12月5日法制局1発第108号法制局第一部長運輸省港湾局長あて）

1 問題

都道府県知事が、埋立の免許に係る公有水面の部分につき埋立の免許を受けた者の同意がなくてなした漁業の免許の効力はいかに解されるか。

2 意見及び理由

漁業法第13条第1項第5号（筆者注：現行法「第4号」以下同じ）は、「免許を受けようとする漁場の……水面が他人の占有に係る場合において、その……占有者の同意がないとき」は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない旨を規定しているが、同号の規定は、占有者の利益の保護に関するものであり、且つ占有者の同意の有無は客観的に判断しうるものであるから、この規定に反して与えられた漁業の免許は、水面の当該部分に関する限り、無効と解する外はない。

ところで、公有水面埋立の免許を受けた者は、公有水面の一定部分を占有して埋立工事を施行する機能を付与されるのであるからその者を漁業法第13条第1項第5号にいう「占有者」と見るべきことは当然であり、従って、その者の同意を得ずしてなされた漁業の免許は、埋立の免許に係る水面の部分に関する限り無効のものと解すべきである。

③ 港湾内における漁業権の設定について

（昭和31年3月9日水第2228号水産庁長官）

三 公有水面埋立免許のなされている水域について漁業の免許をしようとするときは、あらかじめ当該公有水面埋立権者の同意を得ること。ただし、正当な事由がないにも拘らず当該埋立権者が同意をしないときは、この限りでない。

④ 漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問答集の送付について

(昭和37年1月30日37-7209 水産庁漁政部長)

問 漁業権の免許申請に係る漁場の敷地の所有者又は水面占有者の同意が、漁業法第21条に定める期間の一部についてのみなされているときの免許の取扱いについて

答 漁業権の免許申請について、漁業法第13条第1項第4号の同意が法第21条に定める期間の一部についてのみなされている場合の取扱いについては、法第21条における存続期間の法定の趣旨が免許を受ける者に当該期間について権利の存続を保障し、漁業権者を保護する趣旨であること、当該短期の同意がある水面について同意の期間が5年又は10年以内であることを理由として漁業権の免許をしないことは、法第13条で免許をしない場合を限定している趣旨に反するとともに当該同意のない期間についてまで免許することは法に違反すること等からみて、当該同意のあった期間を存続期間とする漁業権の免許をすることはやむをえないものと解する。

この場合、法第21条の趣旨からみて短期免許を行うことは、同意権者が同意の期間を限定するのに正当な事由がある場合に限るべきであり、当該同意が全期間について行われなかったことについて正当な事由があると認められないとき等は、むしろ当該同意を得させるよう努め、全期間について免許するよう努めるべきことはいうまでもない。

なお、取消権の留保を伴う免許については、補償上問題があるので行なわず必要に応じ、上記の短期免許により、処理することとされたい。

(5) 公有水面埋立法4条1号の権利者の同意の手続き

① 昭和60年12月17日最高裁判決

(昭和57年(行ツ)第149号、判例タイムス583号62頁、判例時報1179号56頁)

公有水面の埋立の同意(埋立法4条1号)および漁業権の放棄は、組合総会の議決(水協法48条、50条)があれば足り、漁業法8条所定の手続を経ることは必要ない。

② 昭和62年5月29日鹿児島地裁判決

(昭和59年(行ウ)第2号判例時報1249号46頁、判例タイムス 640号 245頁)

漁業権は、物権とみなされる土地に関する規定が準用される私権たる財産権であるから、物権に共通する消滅原因である放棄を、全部放棄であると一部放棄であることを問わずなし得るのである。したがって、漁業権者たる漁協は、私法上の関係においては、総会における特別決議の方法により自由に漁業権の一部放棄をすることができ、放棄された水面においては、私法上の関係において漁業権を行使することができなくなるのである。また、漁協の組合員の漁業を営む権利は、私権たる漁業権から派生する私法上の権利であるから、私法上の関係において漁業権が放棄された以上、そのよりどころを失い、消滅することは明らかである。

③ 昭和63年3月28日仙台高裁判決(昭和61年(ネ)第544号、訟務月報34巻10号)

漁業権は免許を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に帰属するものであって、関係地区漁民ないし組合員の総有に属するものではない。

④ 昭和63年5月27日長崎地裁判決

(昭和62年(行ウ)第1号、訟務月報35巻1号 126頁)

漁業法及び水産業協同組合法の規定に鑑みると、現行漁業法制においては、組合員に直接漁業権を帰属させるのではなく、組合が漁業権の帰属主体となってその管理処分権能を有するものとされていることが明らかである。そして組合員の漁業を営む権利は右組合の漁業権に依拠し、そこから派生する権利であるといわねばならない。

(6) 海面下の土地の所有権

① 海面下の土地の所有権について

照会(昭和36年10月4日蔵管第2261号大蔵省管財局長法務省民事局長あて)

標記に関する別紙のごとき事例について、下記の点に質疑がありますので、至急御回答願いたい。

記

- 一 昭和33年4月11日民事3発第203号千葉地方法務局長あて民事局第三課長代理通知によれば、春分及び秋分の満潮時において、海面下に没する土地については私人の所有権は認められないと解されているが、これは現況に於いて海面下に没する土地であれば、海面下に没するに至った経緯、その状況（水深、区画の明確性、陸地に復旧することの難易等）のいかんを問わず全て私人の所有権を認めない趣旨と解すべきか。
- 二 一によらないとすれば、別紙のごとき事例のA地区については国の土地所有権は認められないとしても、B地区については認められると解してよいか。

（別紙）事例の概要

問題の海面下の土地（6,400万坪）は昭和13年から同18年の間、3回にわたり元海軍省が民有地を買収し、海軍航空隊の水上機基地として使用としていたものの一部である。（徳島県小松島市坂野町）本財産は海面下の土地とも、昭和20年11月30日元海軍省から大蔵省に引継後、連合軍が接收、同25年6月返還され以後未利用のままである。

- ① A地区は買収当時（昭和13年）から海面であり（水深1－8米）、元海軍省は、海面下の土地を新開地として買収し、移転登記の際雑種地に地目を変更している。買収前に陸地であったかどうかは判然としないが、地籍にも記載され又土地台帳附図にも地番を付けて記載されている。
- ② B地区は干拓地（地目は田、宅地及び雑種地）であった土地を買収（昭和18年）したのち、水上機の発着を容易にするため、堤とう（塘）の一部を除去したため、海水が流入し海面となったものである。

現在は水深浅く、干潮時には旧堤とうの石垣と寄州が現われ、復旧して陸地とすることは困難ではないと解される。

なお、近隣において、海面下の土地について私人間で売買が行なわれている事例がある。

回答（昭和36年11月9日民事甲第2801号法務省民事局長大蔵省管財局長あて）

本年10月4日付蔵管第2261号をもって照会のあった標記の件については次のように考えます。

記

一 土地が海面下に没するに至った経緯が天災等によるものであり、かつ、その状態が一時的なものである場合には、私人の所有権は消滅しない。

二 所問の場合には、土地の所有権は認められない。

② 審査請求に対する裁決（昭和40年3月17日港管第 656号運輸大臣杉浦周太郎）

審査請求人 和田島漁業協同組合 小松島漁業協同組合

裁決 昭和39年7月27日付け徳島県指令港第 646号の一による許可はこれを取消す。

理由

1 本件に係る許可申請書（昭和39年6月30日付）及び県側弁明書（昭和39年11月2日付）によれば、本件許可処分は、私有水面における埋立行為を港湾法第37条第2項第3号に基づく行為として許可したものである。

2 しかるに当該区域は従来より引続き海面であり、かかる区域は取得原因如何、登記の有無にかかわらず所有権の目的とはなり得ず、公有水面と認定される。この点について法務省の見解である「海面下の土地の所有権について」（昭和36年10月4日付蔵管第2261号大蔵省管財局長照会、同年11月9日付民事甲第2801号民事局長回答）においても明らかである。

3 したがって本件許可にかかわる行為は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく埋立免許を受くべき行為であって港湾法第37条に基づきなされた本件許可は法律の適用を誤ったものである。

③ 昭和61年12月16日最高裁判決

（昭和55年（行ツ）第 147号、最高裁民事判例集40巻7号1236頁）

海は社会通念上、海水の表面が最高高潮面に達した時の水際線をもって陸地から区別されている。そして、海は、古来より自然の状態のまま一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、国の直接の公共的支配管理に服し、特定人による排他的支配の許されないものであるから、そのままの状態においては、所有権の客体での土地に当たらないというべきである。

D 遊漁船業の適正化に関する法律の概要

(経 過)

1. 慶長・宝永年間（1600年代）に、地域によっては専業の釣船業（釣りや投網などを船上で客に楽しませる業）が盛んに行われており（東京都内湾漁業興亡史）、遊漁船業は400年以上の歴史を有している。
2. 釣り人口 年間3,500万人、遊漁船業者28,000人（昭和63年漁業センサスによる）
3. 昭和63年7月大型遊漁船「第一富士丸」と潜水艦「なだしお」の衝突事故の発生を契機として、遊漁船業の健全なる発展を図るための制度化が問題となり、議員立法により昭和63年12月23日に「遊漁船業の適正化に関する法律」が公布され、続いて平成元年10月1日に施行された。

(業 法)

本法は、業に着目し、健全なる発展を図るためにその営業形態を規制し、あるいは振興措置を定めるいわゆる業法である。他の業法としては、海上運送法、旅館業法、警備業法、クリーニング業法等がある。

(目 的)

遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発展を図るための必要な措置を定める。（法1条）

(定 義)

1. 遊漁船業

- ① 船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。（法2条1項）
- ② ①の農林水産省令で定める方法とは、釣り、たも網又はさで網を使用する方法、投網を使用する方法、四つ手網を使用する方法、網その他漁具を移動しないように

敷設して行う方法、やす又はは具を使用する方法、歩行徒手採捕をいう。

(法施行規則1条)

実態上は、遊漁船業として行われているものは、釣り以外のものは殆ど無い。

- ③ 漁業は、第1次産業(生産業)であるのに対し、遊漁船業は、第3次産業(サービス業)として位置付けられる。

2. 遊漁船

- ① 遊漁船業に使用する船舶をいう。(法2条2項)

- ② 業として使用しないプレジャーボート等は、たとえ釣り等の遊漁に使用するものであっても遊漁船の範疇に入らない。

(届出の義務)

1. 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、都道府県知事に、必要事項を記載し、必要書類を添付して届出なければならないことになっている。

(法3条1項)

又、法3条1項の規程に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者は30万円以下の罰金に処せられる。(法23条)

2. 届出件数	37,478件	
届出業者	37,355人	
届出隻数	43,347隻	(平成4年9月末現在)

(基準適合業者の登録)

1. 社団法人全国遊漁船業協会が農林水産大臣の許可をうけて定める適正遊漁規程(法12条)に従って営業する遊漁船業者は、同法人の登録を受けることができる。

(法15条)

2. 適正遊漁規程 役務の内容に関する事項、漁場の適正な利用に関する事項、損害の実施の確保に関する事項等につき、遊漁船業の健全な発達を図るために必要な事項を定めたもの。

3. 登録を受けた者は、営業所及び遊漁船に特定の標識（通称㊦マーク）を掲示するが、他の者の同一又は類似の標識の掲示は禁止されている。（法15条2～5項）

4. 登録者数 529件 726隻 （平成5年2月末現在）

（遊漁船業団体の指定）

1. 都道府県知事は、遊漁船業者が構成員となっている団体から申請があり、適切であると認めるときは、遊漁船業団体として指定することができる。（法16条）

2. 遊漁船業団体は、次の業務を行う。（法17条）

- ① 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。
- ② 漁場の適正な運営を行うこと。
- ③ 遊漁船業に関する利用者の苦情を処理すること。

3. 指定団体数 36団体 （平成5年2月末現在）

（遊漁船業者の遵守事項）

1. 気象情報の収集（法4条1項）

2. 出港制限（法4条2項）

3. 利用者の名簿の備え置き（法5条）

4. 連絡体制の整備（法6条1項）

5. 利用者が遵守すべき事項の掲示（法6条1項）

6. 磯渡し等の場合の遵守事項（施行規則12条）

社団法人 日本海難防止協会

〒105 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号
郵政互助会琴平ビル5階

TEL 03(3502)2231(代表)
FAX 03(3581)6136